

令和元年玉村町議会第4回定例会会議録第1号

令和元年12月3日（火曜日）

議事日程 第1号

令和元年12月3日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 請願の付託
- 日程第 5 議案第66号 玉村町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第67号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第68号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第69号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第70号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第71号 玉村町税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第72号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第12 議案第73号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第74号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第75号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第76号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第77号 令和元年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第78号 指定管理者の指定について（玉村町老人福祉センター）
- 日程第18 議案第79号 指定管理者の指定について（玉村町障害者福祉センターのばら）
- 日程第19 議案第80号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第20 議案第81号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第21 意見第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第22 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	石内國雄君	8番	高橋茂樹君
9番	浅見武志君	10番	石川眞男君
11番	宇津木治宣君	12番	備前島久仁子君
13番	三友美恵子君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼議事調査係長	岡部敦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○議長挨拶

◇議長（三友美恵子君） おはようございます。

10月の第4回臨時会におきまして議会構成の変更が行われて以来、初めての定例会を迎え、改めて身の引き締まる思いであります。令和元年玉村町議会第4回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

年末を控え、公私ともにご多用のところご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

今定例会には、新規条例の制定、条例の一部改正あるいは令和元年度の一般会計や特別会計の補正予算、さらに人事案件など重要な議案が後ほど町長から提案されます。議員各位におかれましては、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な審議結果が得られるようお願いいたします。

また、今定例会には8名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

師走となり、寒さも日を追うごとに増し、インフルエンザの流行も予想されることから、議員並びに町長を初め執行各位におかれましては、体調に十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（三友美恵子君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年玉村町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果及び財政援助団体等監査の結果、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。9月から11月までの監査、検査の結果につきましては、お手元に配付しました文書のとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（三友美恵子君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、12番備前島久仁子議員、1番小林一幸議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（三友美恵子君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る11月26日に議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） 令和元年玉村町議会第4回定例会が開催されるに当たり、去る11月26日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から12月11日までの9日間といたします。

今定例会には、請願1件、町長から提案される議案として、議案16件、意見1件の計17議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず請願の付託を行います。

次に、議案第66号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

続いて、議案第67号から議案第69号までの3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第70号から議案第72号までについて、それぞれ提案説明、質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第73号から議案第77号までの補正予算に関する5議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第78号から議案第81号までについてそれぞれ提案説明、質疑、討論、表決を行います。

次に、意見第3号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、一般質問を行います。質問者は4人です。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は4人です。

日程3日目は、休会とします。

日程4日目は、午前9時から総務経済常任委員会が開催されます。

日程5日目、6日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程7日目は、午前9時から民生文教常任委員会が開催されます。

日程 8 日目は、事務整理のため休会とします。

日程 9 日目は、最終日となります。午前 11 時より議会運営委員会を開催し、午後 1 時 30 分より全員協議会を開催します。

その後、本会議を午後 2 時 30 分に開議し、委員会に付託された請願について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、委員会に付託された議案第 66 号について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、各委員長から開会中における所管事務調査報告及び閉会中における所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和元年玉村町議会第 4 回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から 12 月 11 日までの 9 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から 12 月 11 日までの 9 日間とすることに決定いたしました。

◇

○日程第 4 請願の付託

◇議長（三友美恵子君） 日程第 4、請願の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

令和元年 12 月 3 日

玉村町議会第 4 回定例会

請 願 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	請願者又は代表者 住 所・氏 名		付 託 委員会等
1	1. 11. 22	角淵グラウンドゴルフ場の早期使用再開を求める請願書	紹介議員	石 内 國 雄	民生文教 常任委員会
			玉村町大字角淵637-1 角淵区長 斉藤 勝		



○日程第5 議案第66号 玉村町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

◇議長（三友美恵子君） 日程第5、議案第66号 玉村町下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） おはようございます。

師走に入り、本年も残すところ1カ月足らずとなり、何かと気ぜわしい季節を迎えました。ことしも全国各地で地震や台風、記録的な暴風雨等による自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。改めて、災害により亡くなられた全ての方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

本町におきましても、10月12日に東日本を直撃した台風19号による利根川や烏川の増水により、河川敷の公共施設への土砂の流入や倒木、内水氾濫による床下・床上浸水等、多くの被害を受けました。また、利根川沿川の住民の皆様に対しては避難勧告を発令し、1,600人を超える住民の方々に避難をしていただきました。今回の台風による町の対応は、必ずしも完璧ではなかったと認識しておりますが、この経験を教訓として、今後も町民の皆様方の生命と財産を守るために、防災・減災対策をしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、令和元年玉村町議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を述べさせていただきます。本日、令和元年玉村町議会第4回定例会を招集しましたところ、ご参会をいただき、本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。本定例会は、本日より12月11日までの9日間、条例の制定及び一部改正を初め、一般会計を含む5会計の補正予算等、全17議案について提案させていただきます、ご審議いただきます。また、8名の議員さんから一般質問の通告を受けております。行政全般にわたる貴重なご意見、ご提言をいただけるものと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案説明に入らせていただきます。議案第66号 玉村町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、令和2年4月1日に予定している下水道事業の企業

会計化に伴い、制定の必要が生じたため、本定例会において上程するものでございます。我が国においては、人口減少による使用料収入の減少や施設の老朽化など下水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。企業会計の導入により効率的な事業運営が期待されることから、国の施策として人口3万人以上の団体は、令和2年度までに下水道事業を現行の官庁会計から企業会計に移行しなければならず、現在全国的な取り組みがなされているところでございます。

本条例案は、全9条で構成されております。第1条においては、下水道事業の設置を規定しています。

第2条では、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用する旨を規定し、第3条では経営の基本理念を規定するとともに、本町の下水道事業の規模を示しています。企業会計に移行すると企業に専任の管理者を置くこととなりますが、条例で定めることにより、専任の管理者を置かないことができます。比較的小規模な団体では専任の管理者を置かないことが多く、既に企業会計を導入している水道事業においても管理者を設置していないことから、第4条において管理者を置かない旨を規定しています。

第5条では、下水道事業の管理者としての権限を行う町長の事務を処理させる課を上下水道課と規定し、第6条では予算で定めなければ取得や処分することができない重要な資産の範囲等について規定しています。

第7条では、職員の賠償責任を免除しようとする場合で、議会の同意を必要とする金額を規定しています。職員の賠償責任については、企業会計に移行すると監査委員の意見を聞いた上で、町長の判断で免除の決定をすることができます。ただし、条例で定めることにより、議会の同意を必要とすることができるため、水道事業と同額の10万円以上の賠償額である場合に、議会の同意を必要とするよう定めるものでございます。

第8条では、地方公営企業法第40条第2項に規定する負担付きの寄附の受領等の行為のうち、議会の議決を必要とするものを規定しており、議決を必要とする行為は、水道事業と同様としています。

第9条では、業務状況を説明する書類の作成時期や記載項目等について規定しています。

なお、本条例の施行日は令和2年4月1日であり、本条例の制定に伴い、玉村町下水道事業特別会計設置条例は廃止されます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了します。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、議案第66号 玉村町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、総務経済常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務経済常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◇

○日程第6 議案第67号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○日程第7 議案第68号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

○日程第8 議案第69号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第6、議案第67号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第8、議案第69号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第67号から日程第8、議案第69号までの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第67号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、議案第68号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正及び議案第69号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正までの3議案について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第67号及び68号につきましては、令和元年度の人事院勧告が職員の勤勉手当を0.05月引き上げるものであったことを踏まえ、議員及び町長、副町長、教育長の期末手当につきましても勧告の趣旨を尊重し、職員同様の引き上げを行うものでございます。

また、今回の期末手当の引き上げにより、年間4.45月となる支給月数を、令和2年度以降は6月期、12月期とも半分に当たる2.225月として平準化するものでございます。

続きまして、議案第69号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、令和元年度の人事院勧告に伴い、給料表及び勤勉手当の支給割合等を改定

するものでございます。

まず、第1条の改正内容ですが、給与につきましては、民間給与との較差を解消するため、給料表を改定し、給料月額を平均0.1%引き上げるものでございます。また、勤勉手当につきましても、民間が公務員の支給月数を上回っていたため、それに見合うよう支給月数を0.05月引き上げ、年間4.5月とするものでございます。

なお、給料表の見直しについては、平成31年4月1日にさかのぼって適用することとなります。

続きまして、第2条の改正内容ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法第16条第1号の欠格条項が削除されることにより、これに関する文言を削除するものでございます。

続きまして、第3条の改正内容ですが、第1条の改正関係でご説明いたしました勤勉手当の引き上げに関連して、年間4.5月となる期末勤勉手当の支給月数を、令和2年度以降から6月期、12月期とも期末手当1.3月、勤勉手当0.95月として平準化するものでございます。

なお、第3条の施行期日は、令和2年4月1日となります。

玉村町におきましても、これらの人事院勧告を踏まえた改正を行い、適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第6、議案第67号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第68号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第69号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第9 議案第70号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例等の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第9、議案第70号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第70号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人及び被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、資格、職種、業務等から一律に排除する規定を設けている制度について、適正化を図るものでございます。

第1条は、国の印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、玉村町印鑑登録及び証明に関する条例において、印鑑の登録を受けることができないと規定されている「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるものであります。

第2条は、地方公務員法第16条第1号の欠格条項が削除されることに伴い、玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、これに関する文言を削除するものでございます。

第3条は、公共下水道に接続するための宅内工事を施工することができる排水設備指定工事店の指定について規定する玉村町下水道条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、第6条の3で規定している指定の基準について、成年被後見人もしくは被保佐人であることを欠格事由から削除し、「精神の機能の障害により事業を適正に運営するに当たり、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を新たに加えるものでございます。

また、指定工事店に専属する責任技術者が認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態になったときに、本人または法定代理人等が町長にその旨を届け出ていただくよう、第6条の5に1項を追加するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10 議案第71号 玉村町税条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第10、議案第71号 玉村町税条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第71号 玉村町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日付法律第2号で公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の概要ですが、町民税に関して、単身児童扶養者を非課税措置の対象に追加するとともに、申告書の記載事項を簡素化するものでございます。

また、軽自動車税に関して、令和3年4月1日に施行される軽自動車税の種別割の税率の特例の改正に伴い、令和4年度分及び5年度分の軽課を、対象電気軽自動車等に限った上で新設するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 1 議案第 7 2 号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 1 1、議案第 7 2 号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 7 2 号 玉村町水道事業給水条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、水道事業給水条例に、指定給水工事事業者の指定の更新に係る手数料を定めるものがございます。さきの水道法の改正により、指定給水工事事業者の資質の維持、向上を目指して、指定の有効期間が無期限から 5 年ごとの更新制となったため、更新に係る手数料についての規定を追加するものがございます。

また、同法の改正を受けた水道法施行令にも改正に伴う条ずれが生じたため、引用している給水条例の条文について、あわせて条ずれの整備を行うものがございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 2 議案第 7 3 号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第 5 号）

○日程第 1 3 議案第 7 4 号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 1 4 議案第 7 5 号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○日程第 1 5 議案第 7 6 号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 1 6 議案第 7 7 号 令和元年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）

◇議長（三友美恵子君） 日程第 1 2、議案第 7 3 号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第 5 号）から日程第 1 6、議案第 7 7 号 令和元年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 5 議案を一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1 2、議案第 7 3 号から日程第 1 6、議案第 7 7 号までの 5 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 7 3 号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 4, 7 1 9 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 1 3 億 8, 1 2 7 万 6, 0 0 0 円とするとともに、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では国県支出金合わせて 3, 4 2 2 万 8, 0 0 0 円、寄附金として 3 6 2 万 2, 0 0 0 円、諸収入として災害見舞金 5 万円を追加するほか、不足する財源として、繰越金 9 2 9 万 7, 0 0 0 円を充てさせていただきました。

次に、歳出でございますが、まず職員給与費では、人事院勧告による追加のほか、人事異動に伴う調整及び育児休暇取得者の増加による減額により、総額で 2, 5 2 1 万 6, 0 0 0 円の減額となりま

した。

また、議会費では、人事院勧告による議員期末手当の見直しによる追加でございます。

総務費では、ご寄附いただいた寄附金をそれぞれ目的に応じた基金へ積み立てるほか、高齢者の運転免許証の自主返納者の増加に伴い、補助金を追加するとともに、第6次総合計画について策定方法の見直しに伴う減額を行うものでございます。

民生費では、サービス利用者の増加に伴う障害者自立支援費の追加や健康の森児童館の施設改修のための設計費の追加のほか、台風19号により被災した老人福祉センター露天風呂の目隠し壁の復旧を行うものでございます。

衛生費では、太陽光発電システム設置者の増加に伴う補助金の追加でございます。

農林水産業費では、ぐんまの肉牛応援事業として、ICT機器の活用による経営の効率化を図るため、発情発見装置を導入する畜産農家に対し支援を行うものでございます。

商工費では、企業立地促進事業として、前年度に事務所を増設した企業に対し、企業誘致奨励金を交付するものでございます。

消防費では、平成30年度の常備消防委託に係る精算金の追加のほか、地域の防災力を高めることを目的として、一般社団法人日本損害保険協会様より、小型動力ポンプ付軽消防自動車の寄贈を受ける運びとなりましたので、新車登録に係る手数料等を追加するものでございます。

また、教育費では、小中学校等の老朽化に伴う施設修繕費について追加を行うものでございます。

なお、台風19号により被災した公園やスポーツ施設への対応でございますが、水辺の森公園を初め、角刈キャンプ場や運動場、グラウンドゴルフ場、板井根石公園の復旧に必要な費用について、それぞれの費目に追加し、利用者の皆様が早期に施設の利用を再開できるよう努めていきたいと考えております。

最後に、債務負担行為の補正でございますが、まず交通弱者対策事業につきましては、タクシー券の交付に当たり、来年4月の初めから利用できるよう、本格実施に向け事前に準備を進めるものでございます。道路補修計画推進事業の2路線につきましては、経済対策の一環として、発注件数の少ない春先の受注機会の拡大、早期完成による町民サービスの向上などを目的に、町単独事業の一部について前倒しを行うことで、発注時期の平準化、年度間の切れ目のない公共事業の推進を図るものでございます。

なお、第6次総合計画策定業務委託につきましては、業者委託から職員による策定に見直したことにより、経費の節減が図られたため、変更を行うものでございます。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第74号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に44万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億727万3,000円とするものでございます。

補正内容ですが、歳入については保険基盤安定繰入金を44万2,000円増額するものでございます。

歳出については、群馬県後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定拠出金を歳入と同額の44万2,000円増額するものでございます。

次に、議案第75号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に65万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億1,168万1,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では地域支援事業費の総額が減額になることに伴い、負担割合に応じて、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金を合わせて152万1,000円減額するほか、前年度繰越金から、県支出金の返還金を用意するものでございます。

次に、歳出では、まず職員手当及び臨時職員賃金等の調整として、地域支援業費の総額を152万1,000円減額するほか、県支出金の平成30年度精算に伴う返還金として217万2,000円を追加するものでございます。

なお、債務負担行為につきましては、令和2年度に策定する第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に早期に着手するため、429万円を限度に設定するものでございます。

次に、議案第76号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に590万円を追加し、総額を13億1,710万円とするものでございます。

補正の主な内容ですが、歳入につきましては、財源不足を補填するため、一般会計繰入金を200万円、建設改良費の財源となる下水道事業債を390万円増額するものでございます。

次に、歳出ですが、不足する職員給与費を196万6,000円、主に公共ます設置の費用となる工事請負費を370万円増額するとともに、令和2年4月に予定している企業会計化への準備費として、印刷製本費を19万3,000円、備品購入費を4万1,000円それぞれ予算計上するものでございます。

最後に、債務負担行為の補正についてですが、令和2年度から令和6年度までの5年契約を予定している窓口料金収納等業務委託に関し、3,223万円の債務負担行為を追加するものでございます。

次に、議案第77号 令和元年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。まず、収益的支出につきましては、予定額を120万1,000円増額し、総額を5億3,229万8,000円と定めるものでございます。内容は、管材料の購入費を60万円増額、人事異動に伴う職員給与費の調整で、給料を30万4,000円、手当を25万1,000円、法定福利費を4万6,000円それぞれ増額するものでございます。

次に、債務負担行為につきましては、今年度から来年度にかけて予定している配水管布設がえ工事、下新田地区（分割1号）が1,540万円、同じく（分割2号）が2,380万円、川井地区が

2, 640万円、箱石地区（分割1号）が2, 780万円、浄水場内工事で、水道庁舎進入路築造工事が1, 750万円、2系配水ポンプ制御盤PLC更新工事が1, 100万円、また来年度から5年間にかけて予定している窓口料金収納等業務委託が1億2, 892万円でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で5議案に係る提案説明を終了いたします。

初めに、日程第12、議案第73号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第5号）、これより本案に対する質疑を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 2点お尋ねいたします。

39ページの水辺の森公園管理事業が計上されているのです。155万8, 000円、この工事の具体的な内容というのはどのようなものなのでしょうか。

それから、41ページの角瀧キャンプ場補修工事費、これも計上されているのですが、これらの工事の具体的な内容についてご説明をいただきたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

初めに、39ページの水辺の森公園管理事業ですが、1つ目の修理が上流のほうに木の橋がありまして、幅1メートルぐらいで10メートルぐらい。それが流されて100メートルぐらい下流に行ってしまった。そちらを原状復帰という形で、もとにあった場所のところも修理して、その橋自体もある程度修理して、また再設置という形でクレーンで再設置を行います。こちらについて21万8, 900円ほどの見積もりです。

それから、2つ目がトイレがあります。トイレが水に1メートル以上つかってしまいましたので、それでかなり汚れました。それと、浄化槽が地下にあるのですけれども、そちらも冠水してしまった影響で、のろとかいろいろ詰まってしまいまして、ポンプが壊れてしまいました。そのポンプの修理2基分ということで、こちらが75万5, 700円の見積もりです。

それから、3つ目が倒木の処理ということで、水辺の森公園の保安林のほうはかなり倒木があるのですけれども、今回は必要最小限度の復旧という形で園路の付近というか、利用するのに支障のないようなところを中心に片づけるということで、15本分計上させていただきました。15本分の倒木処理ということで58万2, 500円ということの3つの見積額を合計して155万8, 000円の予算計上させていただきましたのが1つ。

それから、41ページの角瀧キャンプ場、こちらは岩倉橋より東になります。キャンプするところですが、そこも水がのってしまいまして、駐車場の形態はないのですけれども、キャンプするのに車

を置かれます。そのところが水で流れてかなりえぐられてしまっています。ですので、普通乗用車で通るのにはちょっと支障がある形ですので、ある程度整地しようということで、碎石65立米ほど計上して整地するものです。

2つ目が、やはり同じ倒木処理、駐車場のところも前後倒木がかなり多かったですので、13本分計上させています。それが68万6,000円ほど。

それから、3つ目が少年野球場の東のほうに角刈樋管があります。角刈樋管が堤外へ流れていくのですけれども、そこに安全上の転落防止柵があります。そちらを修理するということで、84メートルの延長があります。それを修理ということで一応48万4,000円計上させていただいて、合計で155万1,000円の予算計上させていただきました。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 47ページ、常備消防委託費の308万6,000円の増額についてお聞きしたいのですが。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

常備消防につきましては、伊勢崎市のほうに玉村消防署の運営委託のほうを行っているわけですが、こちらの算定の基礎は、伊勢崎市の予算に前年度の負担率、そちらのほうを掛けて出されるものです。それで、当該年度になりまして前年度決算のほうが固まったところで、決算額にさらに当該年度の負担率を掛けて算定するものですが、平成30年度に伊勢崎市の消防本部のほうで、もともと算定していた退職者3名だったようなのですが、1名急遽退職をされまして、そちらの退職手当が300万8,600円、こちらの大きい要因になっております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） そうしますと、退職者が1名ふえたので、その退職金の手当の負担分がふえたということですが、そういった解釈でよろしいのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） はい、そのとおりです。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 59ページの角渕運動場管理事業について伺います。

原材料費ということで119万4,000円ということで計上してありますが、全協で山砂310平方メートルでしたか、伺いました。この具体的な作業内容と、それから支給する支払い先について伺います。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 角渕運動場につきましては、台風の被害の後、地元で一番利用している玉村南メビウスの代表者から、ボランティアにより修繕したいということで計画がありまして、計画書が出されまして、その内容をうちのほうで検討した結果、これをやらせてもらうということで、まず外野の石ころとかそういうのを除いた後、内野のほうの土を削って、そこに土を入れていきたいという計画で進めるということでありまして、今回山砂を原材料費として支給するものです。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） その支給先は、もともと角渕運動場の管理は角渕区にたしか依頼していたと思うのですが、角渕区に支払うのか、あるいは今メビウスですか、野球チームのボランティアの皆さんに直接支給するのか、その辺について伺いました。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 支給先は作業する団体というか、代表者角渕区という区の人も入っていますけれども、そういう作業する団体に支給します。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それで、支給された山砂を工事するのは、この金額に含んでいませんけれども、それはどういう形でどなたがやるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 本当に原材料だけの支給でやっていただくということになっています。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第74号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第75号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第76号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 2ページの債務負担行為補正ということで質問させていただきます。

第2表の中に追加として窓口料金収納等業務委託とあります。令和2年から6年度までの更新ということですが、この委託先の業者はどこですかということと、業務委託に関する決定の方法、選定の方法を伺います。

◇議長（三友美恵子君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） お答えします。

窓口料金収納等業務委託についてであります。本年度、令和元年度で5カ年の委託業務が終了するという形でありまして、現在はお願ひしているのが株式会社両毛ビジネスサポートという会社になります。

それから、2問目の質問がちょっと聞こえなかったもので、もう一度お願いできればありがたいのですが。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 新しく決めた選定の方法について伺いました。

◇議長（三友美恵子君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） こちらにつきましては、選定の方法ということなのですが、この補

正予算で債務負担行為という形で枠というのですか、大まかな金額について決定していただいて、今後どのような業者というようなことも含めて検討していくという形で、これを全部使うというのではなくて、この枠の中で決めていくというような形で考えています。

ただ、上下水道課としては、現在システム自体が両毛システムズさんのシステムを利用しております、それから水道事業で主に行っていたわけなのですが、下水道事業も来年度、令和2年4月1日から企業会計に移行するという区切りの段階でありまして、現段階では業務になれている先ほど申し上げた業者さんと随意契約なりで締結できればいいなと思いますが、内容は精査して、また今後必要な対応をとるような形を考えております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第77号 令和元年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 17 議案第 78 号 指定管理者の指定について（玉村町老人福祉センター）

◇議長（三友美恵子君） 日程第 17、議案第 78 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 78 号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町老人福祉センターにおける 5 年間の指定管理期間が令和 2 年 3 月 31 日で終了となるため、引き続き施設の管理運営を行う指定管理者を指定するものでございます。指定管理を行うに当たり、応募者を町のホームページ及び広報等で広く公募し、指定管理候補者選定委員会において応募者の経営基盤、提案内容等を審査いたしました。その結果、施設の管理運営を適切に行える事業者として選定をいたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理の指定の手續等に関する条例第 7 条に基づき提案させていただくものでございます。

まず、管理を行わせる公の施設の名称は、玉村町老人福祉センターで、指定管理者となる団体の住所及び名称は、玉村町大字下新田 602 番地、社会福祉法人玉村町社会福祉協議会であります。指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

2 番新井賢次議員。

〔2 番 新井賢次君発言〕

◇2 番（新井賢次君） 議案第 78 号の参考資料の中で、（3）、審査結果及び選定理由という項目がございます。その中で平成 31 年度町当初予算額が 3,819 万 2,000 円、（参考）として提案価格 4,065 万円と、こう記載してありますが、決定する金額は幾らになるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 質問にお答えいたします。

この決定する金額につきましては、議会の議決が済み次第、協定を結ばせていただいて決定になると思います。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 31年度の予算に比べて約250万円アップした金額が提案価格として計上されているわけですが、応募は1者だったということで、そういう金額について交渉する余地はこれからあるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 金額につきまして交渉する余地はあると考えております。

250万円余り上がった理由でございますが、老人福祉センターの配管の工事費を、5年間のどこかで行うということで伺っております。それを一応令和2年度に行うということで250万円ぐらい上がっていると伺っております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 先ほどの31年度の当初予算が3,819万2,000円でした。過去の決算金額を見ますと、平成29年度が3,498万7,000円、30年度が3,720万2,000円ということで年度ごとに変わっているようなのですが、5年間の指定期間の中の数字として、当初の提案の中では規制しないというか、要するに1年目だけの金額で決めてしまっているものなのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 企画課のほうからお答えをいたします。

今回5年間ということで指定管理期間を決めているわけなのですが、その年ごとに委託費用につきましては協議をすることになっております。ですので、今回の提案はこの金額で申請があったものなのですがけれども、これから細目協議を続けまして、実際には当初予算に上程する金額が令和2年度の指定管理委託料ということになります。そして、令和3年度以降も毎年協議を行いまして、その年ごとにこういったことを次やりたいというようなことを協議した上で、ではその費用をどちらが負担するかとか、そういったことを協議した上で金額が決定していくということになります。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありますか。

3番、原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 老人福祉センターに関しましては、今年度勝手に休館日をつくって大分騒ぎになりました。利用される方にも大分不安を与えてしまったかと思うのですが、今回改めて指定管理者として契約する上で、勝手にそんなことができないような契約内容を盛り込んでおくべきだと思うのですが、その辺はどういうふうに考えていますか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、急に変更がないように、十分注意するようにこちらからお願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 3番、原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） できれば、契約書の書面に盛り込んでもらったほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 書面には、営業日と、あとこの日が休館日だというのは記載させていただきます。やはり、もしものことがありましたらば、協議というところは残させていただきたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 一番感じたのは、この応募者が1名ということと、ほかのところが入ってくる余地があるのかなのかとか、一応応募はしたけれども、ほとんどここで決まっているのかというようなニュアンスを受けるのです。いわゆる業者を選定するのに、今までのやっていたという実績もあるとは思いますが、問題も起きました。ここで、いろんな形のところで応募の方法等、どのように応募して、そもそも3者、4者、5者というところから応募が来るような応募の方法をしたのかどうか、その辺のところを教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） こちらの募集につきましては、7月1日のホームページと、それから7月の最初に出る町の広報に、その募集の旨を記載するような形で募集をいたしました。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 募集をしたのはわかっているのですが、その中でいろんな団体の方に募集はしますけれどもという下話だとか、そういうものをしていかないと、いろんな業者が出てこないと思うのです。もうやっているところがありますよ。募集はしました。去年と同じ人がまたやりますよ。それを何回も繰り返して、それからいろんな事業の中で不都合が出たり、または金額が年々上がっていく、これは何かちょっと変ではないかというような形のニュアンスを受けてしまいますので、その辺のところをしっかりと業者間の競争を促すような募集の仕方、それから金額の設定、そういうものが必要かと思いますが、その辺はどう考えていますか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

今回の募集につきまして、特定の事業者さんに、こういうことでやりますというのを伝えることのまたよしあしもあるのではないかと思います。変に示唆するような形になることも好ましくないと思いますし、何か特定のところに行くというのはどうなのかなということも思います。また、実際に最後まで応募された方は1者ではございますけれども、募集要項を取りに来られた方はほかにもいらっしゃいました。それを見ていただいた上で、最後は応募という決断をされなかったのだと思いますので、広く募集することは……

〔何事か声あり〕

◇企画課長（中野利宏君） ちょっと休みます。

◇議長（三友美恵子君） 暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

◇企画課長（中野利宏君） 広く募集することは非常に大事だと思いますし、当然今までやっていたところをそのまま継続してもらえればいやとか、そういったもので進めていたのではありませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

また、金額が上昇しているところなのですけれども、この辺につきましては、こちらをお願いをしている社会福祉協議会さんのそういう人事的な要因もあるのかと思います。定期昇給というものもありますので、同じ方がずっとその場にいれば、やはり人件費という部分は上がってしまうというのがあるかと思います。また、人事異動でその方が違うところへ行っても、若い方がそこへ来れば、

その分人件費が安くなるという、そういうこともあります。こちらの社会福祉協議会さんの場合は、営利が目的ではありませんので、人件費が安くなれば、すぐにその効果は委託料という形で反映をさせてきてくれるわけですので、定期昇給などの要因が、そういった形でふえてきているというものと考えられます。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 人件費が人事異動でふえる、ふえないという形で委託のほうの金額がふえる、ふえないというのではなくて、この事業をやっていただくのにというので企業努力が必要なわけではないですか。それで人件費がふえるのでふえるのだという話であるのは、ちょっと変な話かなというふうにまず思います。事業者として、そこをどういうふうに受けてやっていくかということで、それについて人事をどういうふうに配置するかというのは、その事業者の内容の話であります。それを町のほうで鑑みて上げるとか、そういうような感覚というのはおかしいとまず思います。

それから、いわゆる事業をやっていくときに、住民の方のサービスが第一と考えた上で事業者の選定なりをしていくべきだと思います。いろんな形で1事業者に集中しているという実態もありますので、その辺のところは分散をして競争していくというような、これから町の姿勢が問われるのかなという形で思っております。

以上です。何かあれば。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 議員さんのご指摘もごもっともでございまして、人事異動によりまして委託料が変動するというのも、確かに疑問があるところかとは思いますが。町としましても金額的には安定した形で委託を進められれば、それはそれでこしたことはないと思っていますのですけれども、現在協議を進める中では、やはりそういったことも一つの要因になっているのかなというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 18 議案第 79 号 指定管理者の指定について（玉村町障害者福祉センターのばら）

◇議長（三友美恵子君） 日程第 18、議案第 79 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 79 号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町障害者福祉センターのばらにおける 5 年間の指定管理期間が令和 2 年 3 月 31 日で終了となるため、引き続き施設の管理運営を行う指定管理者を指定するものでございます。指定管理を行うに当たり、応募者を町のホームページ及び広報等で広く公募し、指定管理候補者選定委員会において応募者の経営基盤、提案内容等を審査いたしました。その結果、施設の管理運営を適切に行える事業者を選定いたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理の指定の手續等に関する条例第 7 条に基づき提案させていただくものでございます。

まず、管理を行わせる公の施設の名称は、玉村町障害者福祉センターのばらで、指定管理者となる団体の住所及び名称は、玉村町大字下新田 602 番地、社会福祉法人玉村町社会福祉協議会であります。指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 19 議案第 80号 損害賠償の額を定めることについて

◇議長（三友美恵子君） 日程第 19、議案第 80号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 80号 損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和元年 10 月 6 日午前 10 時ごろ、玉村町大字角淵 4 2 3 番地 6 先の畑において、玉村町青少年育成推進員連絡協議会主催のイベント「やきいもをみんなでたべよう」を行っていた際に、ボランティアスタッフが作業中に鎌で参加者の被服を切ってしまったものでございます。本件発生後、再発防止ため安全確認に努めるよう、関係者一同で再確認を行ったところでございます。

損害賠償の額につきましては、被服の賠償として 7, 000 円を支払うものであり、この損害賠償額は町が加入している保険から全額支払われます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

12 番備前島久仁子議員。

〔12 番 備前島久仁子君発言〕

◇12 番（備前島久仁子君） このイベントは子供が参加するイベントだと思いますけれども、被服を切るという状況がどのようにして起こったのか、説明をお願いします。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 状況なのですが、まずサツマイモを掘る場所について、事前にツルを取ってすぐ掘れる状態にしておいて準備してあったのですが、掘り始めたところサツマイモの量

が少し少な目だったので、まだツルを取っていないサツマイモの畑のほうからサツマイモを掘ろうということになりまして、ツルを取る作業を大人のほうがやっていたのですけれども、そこに参加した子供の保護者が通りかかったときに鎌が触れてしまってというか、作業をしているときではなくて、鎌を腰のところに差していたのです。その鎌が保護者のズボンの太もものところに触れて、ちょっとズボンを傷つけたということでもあります。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 鎌が必要だということでもありますけれども、子供が参加しているイベントでそういうことが、少しでも触れれば、そのように被服が切れる状態にあるかどうかよくわかりませんが、最近このような事例が割と多いのではないかというふうが一番懸念されます。

そこで、先日も町長のほうに伺いましたけれども、そういうものの防止をどのように町全体として引き締めているかということで、以前伺ったことがあるのですけれども、毎回議会のたびにこうしたものが上がってくるということは、どこかで何か気の緩みだとか、また鎌のようなものを持って子供のイベントに出るわけですから、よほどの注意がなければ、今回は被服で済んだわけでもありますけれども、大きなものに発展しなくてよかったと思いますけれども、よほどの注意が必要ではないかと思えます。

また、町長に伺いたいのですけれども、このようなものを毎回こうして、わずかなけがであったとしても、少し注意喚起が必要ではないかなというふうに懸念されますが、その辺どのように感じますか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） ただいま議員がおっしゃるような何例かありましたけれども、今回のようなものは、今回初めてだろうというふうに思っております。ただ、こういうような状況で、今回はボランティアスタッフの方が該当者であったということでありまして、町で行う行事に関しましてはいろんな方が参加するわけありますので、そのような方にもこのような危険というようなことが起こるということに関しましては、十分注意をするよう今後職員一同気を引き締めて当たるとともに、さまざまな参加する方に注意を喚起していきたいというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） この現場には私もボランティアとしていたのですけれども、参加する子供さんの保護者がこういうことになったのですが、その保護者のほうにサツマイモのツルを切るのだから、作業着も余りよくないどうなってもいいような作業着で来てもらうようなことを、注意喚起として執

行部側から伝えておけばよかったかもしれませんが、その保護者の認識が足りないのだと私は思っていました、そのとき。鎌を腰に差していたスタッフは我々の仲間なのですけれども、本当に一生懸命やってくれて、無償で、もちろんボランティアだから無償というのは当たり前かもしれませんが、サツマイモをつくる自体が、苗を買って、肥料をくれて草むしりをして、収穫をするときに鎌でたまたまその保護者の方に当たったのかもしれませんが、鎌を使っていて切ってしまったというなら問題があるかと思うのですが、それはどっちかというところ切られたほうが悪いのです、私に言わせると。鎌が腰にどういう向きについていたか、それまでわかりませんが、そこでツルを取る作業をされていたところへ、まだ掘っていいよと言わないうち来てたまたまかかったのが、1センチぐらい切れたので、大騒ぎをして怒って帰ってしまったのですけれども、その辺は事務局……

◇議長（三友美恵子君） 済みません。質疑としての……

◇5番（渡邊俊彦君） 今、そこからの質問です。

そういうことになるので、だからその保護者の方にもそういったことを指導したか、保護者というか親御さんにそういう話をして募集したのか、そこが聞きたいのです。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 今回の件につきましては、やはり子供の身長とかそういうのを考えれば、一歩間違えれば危険なことが想定されます。青少推の中でもいろいろ反省しながら、今後もさまざまな事業でいろいろあると思いますが、十分注意しながら実施できればと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 注意をするというか、通知を出す段階で、例えば今回の事業に関してですけれども、サツマイモのツルを切るのだから、汚れてもいい支度で来てくださいますとか、丈夫な支度で来てくださいますとか、スコップを持参してくださいとか、スコップはとんがっていないやつを持ってこいとか、いろいろそういうことまでやったほうが、こういう事故が起きないのではなかろうかとは思いますが。通知の中にあるいは会議に集まってくれる人たちだとすれば、そういうところでもお話をしたほうがいいのかと思うのですけれども、ぜひお願いいたしたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 渡邊議員さんおっしゃるとおり、いろいろなことに十分配慮しながら実施していければと考えております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第20 議案第81号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

◇議長（三友美恵子君） 日程第20、議案第81号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第81号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和元年10月24日午前2時30分ごろ、相手方が玉村小学校西側歩道脇の道路整備後の残地内に自転車で誤って進入し、小学校敷地内からフェンスを越えて残地内に伸びていた桜の木の枝に接触してしまいました。その衝撃で眼鏡が道路に落下し、レンズとフレームを損傷したため、議案書に記載の損害賠償の額を相手方に支払うものでございます。

現場は、町道斉田上之手線の整備に伴う残地内で、歩道との間にガードレールが設置されているものの、玉村小学校の出入り口付近には一部未設置の箇所があり、容易に進入可能であったこと。また、桜の枝については、ガードレール内は道路ではないという認識であり、特に剪定の必要はないと考えていたことなどの点において配慮に欠けておりました。本件発生後は、応急措置として仮設のバリケードを設置し、再発防止に努めております。今後、ガードレールの設置及び枝の剪定を行う予定です。

なお、損害賠償額は町が加入している保険から支払われます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第21 意見第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（三友美恵子君） 日程第21、意見第3号 人権擁護委員候補者の推薦について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 意見第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっております。意見第3号で推薦させていただきました天田義乃利氏におかれましては、人権擁護委員として平成29年4月1日よりご活躍いただいております。来年の3月31日で任期満了となりますが、今後も今までの経験を生かし、2期目をますますご活躍いただきたく推薦するものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。

————— ◇ —————

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。11時に再開いたします。

午前10時41分休憩

午前11時再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

————— ◇ —————

○日程第22 一般質問

◇議長（三友美恵子君） 次に、日程第22、一般質問を行います。

今定例会には8名の議員から通告がなされております。

—————

一 般 質 問 表

令和元年玉村町議会第4回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 台風19号の被害状況と町の対応は 2. 過去の台風被害と町の対応は 3. 内水防災マップ作成について 4. 内水氾濫への対応は 5. 玉村町の堤防の疑問点 6. 河川の最高水位、その時間を推測できないか	月 田 均

順序	質 問 事 項	質 問 者
2	1. 災害対策（水防計画）について	高 橋 茂 樹
3	1. 台風19号による町内の被害の全容と復旧計画及び避難指示と対応について 2. ふるさとまつり及び田園夢花火について	渡 邊 俊 彦
4	1. ダイヤモンド婚・金婚祝式典の復活を望む 2. 町職員のスキルアップと資質向上をどう図るか 3. 町長の任期も残り少ないが、進退を問う	柳 沢 浩 一
5	1. 行政改革の推進について 2. 台風被害による復旧対応について 3. 玉村町公共施設等総合管理について	新 井 賢 次
6	1. 災害発生時の対応および防災に向けた取り組みについて	小 林 一 幸
7	1. 防災体制に万全を期せ 2. 避難所の位置づけを明確にすると同時に指定緊急避難場所の確保を 3. 国や県に対して防災に寄与する事前放流などのダム管理を求めるべき 4. 小規模企業振興条例の制定で地域経済の振興を図れ	宇津木 治 宣
8	1. 台風19号における災害対策について 2. 内水氾濫に対する対策について 3. 角淵グラウンドゴルフ場の早期の使用開始について	石 内 國 雄

◇議長（三友美恵子君） 初めに、4番月田均議員の発言を許します。

〔4番 月田 均君登壇〕

◇4番（月田 均君） 議席番号4番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。本日、最初の一般質問になります。実りある質問になるよう努力してまいります。

では、質問を始めます。ことしの夏は非常に暑い日が続いた。9月以降平穏な日々になってほしいと思っていた。しかし、そうはいきませんでした。9月10日に台風15号が千葉県に上陸し、強風が吹き送電線が切れるなどの大きな被害が出ました。その後、あおり運転のニュース、マラソンのオ

オリンピック選考試合MGC、設楽悠太選手、途中まですごかった。その興奮冷めやらぬ間にラグビーワールドカップ、また興奮。

10月に入り、消費税10%、代行代が大幅にアップ、これにまた驚く。続いて、関西電力高浜原子力発電所で疑惑が発生、特に驚かない。神戸市の小学校で先輩教員のいじめ発覚、玉村町議会にはないことを願う。10月5日、世界陸上400メートルリレーで日本が3位入賞、余りニュースにならなかった。10月9日には、吉野彰さんがノーベル賞受賞、スマホで使用しているリチウムイオン電池、身近なものでの受賞、驚く。それにしても、朝起きると布団の上に髪の毛が落ちていたという奥さんのコメントはよかった。

その後、話題を一気に消し去ったのが10月12日の台風19号、予報どおり大型で大きな被害が発生した。ニュースで毎日被害者の数がふえることに心が痛んだ。町も被害が出てしまった。そのころ突然あらわれたのがマラソンの札幌開催、あの9月、東京でのマラソンの選考会は何だったのか。10月22日、即位礼正殿の儀、カメラの位置が高いなど感じたのは私だけだったかな。野球の日本シリーズは、いつの間にか終わっていた。10月31日の夜、首里城焼失、映画のシーンのようだと感じた人は多かったと思うが、私は金閣寺の美に取りつかれた若い僧侶が放火する三島由紀夫の小説「金閣寺」を思い出した。

以上、振り返って、私が期待した平穏な日々はなかった。その中でも台風19号は、町内でも被害が発生し、1,600人近くの人が避難所に避難した。この台風、住民の安全に大きく関係する。改善点も指摘されている。

そこで、今回は台風対応に絞り質問します。質問は4項目、まず第1の質問、台風19号の被害状況と町の対応について伺います。台風19号で五料や上福島で床上・床下浸水が発生したと聞く。実際にどこでどのような洪水被害が発生したのか。また、町の対応はどうだったかお聞きします。

第2の質問、過去の台風被害と町の対応について。台風19号の上福島水位観測所の水位8.41メートルは、カスリーン台風のときの高さ8.96メートルに次ぐ高さとのこと。では、カスリーン台風以降、利根川の水位が大きく上昇した台風にはどのようなものがあったのか。そのときの被害、町の対応はどうだったかお聞きします。

第3の質問、内水防災マップ作成について。玉村町総合防災マップが平成30年3月に発行されました。カスリーン台風をもとに100年に1度の被害を想定し、作成したとのこと。この防災マップには、堤防から水があふれなくても河川へ排水する処理能力不足で発生する浸水被害（内水氾濫による被害）は考慮されていない。今回の台風19号で得た知識はたくさんあったはず。内水防災マップを至急作成すべきと考えるが。

次、第4の質問、内水氾濫への対応は。内水氾濫による洪水被害は、巨大台風でなくても発生する。対応をどのように考えますか。

第5の質問、玉村町の堤防の疑問点。利根川左岸の堤防で、河川が流れ込んでいないのに堤防が切

れているところがある。町の対応について問う。

最後、第6の質問、上福島水位観測所の水位が10月12日午後6時で1.94メートル、7時で2.85メートル、8時で4.18メートル、9時で6.22メートル、10時で7.91メートル、11時で8.33メートル、この急上昇に危機感を持った人も多かったと思う。最高水位、その時間を推測できれば対応しやすくなる。利根川河川の最高水位、その時間を推測できないか。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 月田均議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、台風19号の被害状況と町の対応についてお答えいたします。10月12日、13日に東日本に甚大な被害をもたらした台風19号は、本町の五料及び上福島地内で住家、工場、事務所の浸水と道路冠水等の被害を発生させました。また、河川敷の公園やグラウンド、玉村ゴルフ場及び新玉村ゴルフ場、グラウンドゴルフ場も冠水し、施設に大きな被害がありました。五料地内では、矢川の流末付近で住家の床上浸水1件、工場、事務所の浸水が7件、浸水深は深いところで70センチ程度ありました。上福島地内は、北部公園南側の住宅地で発生し、住家の床下浸水が17件、原森地内で飲食店が床下浸水に見舞われました。また、板井地内の利根川サイクリングロード銀輪橋付近でも道路冠水があり、住家の浸水まであとわずかのところまで水が上がりました。いずれの地点でも消防団及び消防署が重点的に警戒に当たり、パトロールや広報活動を行い、被害を最小限にとどめるための活動に尽力していただいたところです。

続いて、過去の台風被害と町の対応についてお答えいたします。玉村町において堤防が決壊するなどの大規模災害は、72年前のカスリーン台風以来発生していません。近年、利根川の水位が著しく上昇したのは、平成23年9月の台風15号の際に、上福島水位観測所で記録した5.93メートル、平成29年10月の台風21号の際の5.38メートルが記憶に新しいところです。

続いて、内水防災マップ作成についてお答えいたします。利根川、烏川の氾濫による被害は、カスリーン台風以来発生しておらず、この間発生した町内の浸水被害等の原因は、強い降雨により小河川や農業用水路等があふれたことによるものです。今回の浸水被害は、利根川、烏川の水位がカスリーン台風以来の大変高い水位になったこと、その時間帯に町内に5時間で約100ミリの強い雨が降ったことによるものですが、今後このような状況も起こり得ることから、月田議員がご指摘のとおり、内水氾濫の危険箇所を示した地図の作成が急務と考えております。

現在、区長、消防団に地区内の浸水、冠水箇所とその地点の浸水深を調査しており、それらのデータをもとに内水氾濫ハザードマップを作成したいと考えております。なお、完成した内水氾濫ハザードマップは、インターネットやスマートフォンの地図アプリで、どなたでも見られるよう整備したいと考えております。

次に、内水氾濫への対応についてお答えいたします。数年前に夏季のゲリラ豪雨により水路が氾濫し、町内の多くの場所で浸水、冠水による被害がありました。そのため、水路改修等を行った結果、被害は減少しています。現在、台風の接近等により大雨が予想される場合は、関係課の職員により、用水路については滝川などから取水をとめ、水路を空にすること。また、今回のように利根川や烏川の水位が高くなった場合には、堤防で樋管の操作を行い被害を減少させる対策を行っています。

今後の対応としては、危険箇所の水位を常時監視するためのライブカメラの設置や、危険箇所の周辺住民のための土のうを常備することなどを考えています。また、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守ることが、災害から身を守る一番の対策であるため、水害時のマイタイムラインの普及啓発や住民への防災教育、自主防災組織や防災士のスキルアップ、増員等に取り組み、自助の力、共助の力も高めてまいります。

続きまして、玉村町の堤防の疑問点についてお答えします。伊勢崎土木事務所に照会したところ、「玉村町の利根川左岸で堤防がないところはないが、一部の堤防では利根川の高水敷に出る道路部分が切り下げられている箇所があることは確認している」との回答を得ています。現在、伊勢崎土木事務所は利根川の河川改修事業を事業中であり、進入路の改修工事が実施されれば、ちびっこ広場の箇所は解消されます。その他の箇所についても、できるだけ早く解消できるよう伊勢崎土木事務所に要請してまいります。

次に、河川の最高水位、その時間を推測できないかとのご質問にお答えいたします。河川の水位上昇の主な要因としては、上流域の降雨によって生ずるものです。上流域の降雨量や河川の水位、現在の河川の様子は、気象庁や群馬県の水位雨量情報システム、国土交通省の川の防災情報、川の水位情報のホームページから確認することができ、1から3時間後の予測水位は、川の防災情報で情報を取得することができます。台風19号の際、玉村町の災害対策本部では、これらの水位の情報と降水量等をもとに推測を行っておりましたが、上福島水位観測所で午後7時前の水防団待機水位の2.5メートルから、4時間で8.41メートルに達するという急激な水位上昇となりました。この間、サイトへのアクセスが集中し、一部のサイトが閲覧できなくなるなど、情報収集が極めて困難な状況でありました。そのため、情報収集に通常時よりも15分以上時間がかかり、対応がおくれたことは反省すべき点であると認識しております。

最高水位の時間の推計については、国や大学などがさまざまな研究を行っており、東京大学が30時間前に千曲川の堤防決壊を推測していたとの報道もありました。今後、このような研究と検証が進めば、事前の推測が可能になるのではと期待しております。

なお、今回の経験を踏まえ、まずは命を守るという観点から、早目の避難勧告を行うなどの対応を検討したいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、第2の質問を自席から行います。

まず、被害状況ということで説明がありましたけれども、具体的に各一般家庭でどんな被害が出たのか、教えていただきたいのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

一般家庭につきましては床下浸水、1件だけ床上浸水がございました。床上浸水は五料地内、矢川の流末付近でございますが、そこも床上約3センチぐらいということで、建物自体の被害はさほどなかったようです。そのかわりといっちはあれなのですが、外に置いてあった洗濯機であるとか、そういったものが壊れてしまったということで報告のほうは受けております。工場につきましては、屋外にあったエアコンの室外機または工場の中に水が入ったために、機械が一部浸水して、かなり経営者の方はその後の工場の稼働に不安を当初持っておりましたが、ほとんど機械のほうについては、問題なく動いているということを確認しております。事務所のほうのテレビであるとか、あとは事務機であるような、そういったものが若干被害に遭ったという事務所のほうもありました。

床下浸水、こちらは主に上福島地内でございますけれども、一部やはりエアコンの室外機が破損したということがありましたが、おおむね建物被害のほうは報告はされておられません。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 今の中で実は私が聞いたのは、今駐車場に車が置いてあって、その車が結構浸水というか、つかっていて、使えなくなるというのがあるのです。私が言っていたのは軽自動車なのですが、タイヤの半分ぐらいまでしか水が来ていなかったと。でも、動くのだけれども、ディーラーに持っていったら、助手席の下にあるリチウムイオン電池というものが問題があって、これは一旦水につかると安全性を保証できないということで、買いかえになるのだという話が出ました。その近くのまた別なうちは、ことしの2月にエンジンで発電して、その電気で走る新しい車を買ったと。それもそんな深くまで入ったわけではないのだけれども、やはり制御回路とか、その下の電池の関係、あれもリチウムイオン電池がついているのですけれども、それでこれはだめだということで、ことし2月に買った車も買いかえという話なのです。

それ以外にもいろいろ聞くと、一番の被害は車の被害です。保険が入っていればいいか。私の車にその保険が入っているかどうかわかりませんが、保険で対処した人もいるし、自分で買いかえた人もいるのですけれども、そういう面で言うと、昔のカスリーン台風のときの浸水とは全く違う新しい被害が出ているなということで、その辺の被害については町のほうは余り、先ほどエアコンだとか、当然エアコンもつかっているうちもあるのですけれども、車の話なんかは出ていませんでしたか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 車が水につかったというお話は何台か聞いておりますが、特に議員のおっしゃられる例えばリチウムイオン電池が交換しなくてはいけないという、そういった細かなところまでは、こちらのほうには聞き及んでおりません。ただ、そういったことで、私もそういうリチウムイオン電池がどのあたりに積んであるのかとか、水につかったら一発でおしまいなのかとか、そういったことは初めてお聞きしました。そういったことがあるということであれば、今後の災害の情報につきましては、こういった車両については早目に高いところに避難させるとか、住宅の敷地が低いようなところであれば、どこか安全な場所に避難させておくとかということ、事前に広報のほうも今後はしていきたいというふうに思っています。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） ぜひお願いしたいのですけれども。

公的な被害ということで、実は板井の根石公園というのがあって、あそこに新しいトイレをたしか追加しましたよね。そのトイレが水につかってだめだという話があったのですけれども、話によるとあのトイレはウォシュレットがついていたと。でも、今度直すとウォシュレットがつかないとか、つくとかいう話があるのですけれども、その辺は実際どうなっているのかお聞きします。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

板井の根石公園も利根川水位の上昇によって水につかってしまいました。一部配管が破損したのですが、それは公園の中で持っている予算で、軽微なものだったので、既に対応しています。

今回、補正予算でグラウンドも計上させていただいたのですが、そのトイレについてはウォシュレットということで予算計上はしているのですが、今地元と、その他の公園にはウォシュレットまではついていませんので、今回はウォシュレットまでは対応しないということで、地元と協議をさせていただいているところです。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかりました。

では、次の過去の台風の被害と町の対応ということで、先ほど何点か過去の水害について話がありましたけれども、実は私は利根川のすぐ近くに住んでいて、利根川の水門があって、そこは通れたので、子供のときから台風が来ると、今は親が川に行くのではないよという話がありましたけれども、

私なんかのころは台風が来ると、すぐ台風の大水を見に行っただけでよく記憶があるのですけれども、私の記憶では近いものから言えば、たしか2年前にあったなど。あと6年前にも7メートルぐらいの水位があったなど。あとよく覚えているのが、今から21年前、1998年、非常に水がふえて、東部運動公園に水が上がってきたというのを私覚えていまして、あのころはたしか議会でも結構一般質問した人がいますよね。

あとは、今から随分前です。昭和56年とか57年ごろなのですけれども、これも利根川がふえました。ただ、たしかあれは夜だったのです。だから、いつの間にかふえていて、いつの間にか下がっていたということで、ほとんど話題にならなかったと思うのですけれども、ただ私の記憶では五料橋から下を見たときに、それまでは五料橋の河川敷にジープとかああいうのがどンドン走っている場所があったのですが、それがその台風の後にすっかりなくなっていて、これはすごいなという感じがして、それは大きかったと思うのです。今から32年ぐらい前で、私が三十数歳のときでした。

もっと前は、私が小学校2年とか3年のころ、やはり台風がよく来ていまして、必ず台風を見に行きまして、何せすごいなと。電柱が流れてきたり、台風ってすごいなという感じがしていまして。ただ、当時は台風が来ると魚が岸に寄ってくるので、その魚をとりにいったというのが私の記憶なのですけれども、そんな怖さというより興味があつて行ったのですけれども、よく見ると大体、私70近くになるのですけれども、10回くらい大水が来ているのです。ということは、先ほどカスリーン台風以外は堤防は切れていないというけれども、相当な台風というか大水は、被害が出るようなのは10年に1遍ぐらい来るのかなという感じがしているのです。それへの対応ということで非常に大切かなと思うのですが、となると先ほど内水という話がありましたけれども、堤防が切れる前に、まずは内水被害で床下、床上、あと車とかそういうのが壊れるという危険が出ると思うのです。

それで、私が考えたのは、内水防災マップをつくったらどうかということだったのですが、町もそういうことで進めているということなのですけれども、内水防災マップというか、内水の被害が出るところというのは考えてみれば、利根川とか烏川に中小河川とか農業用水が流れ込んでいくところ、あとは滝川ということなのですが、具体的に利根川とか烏川に川が流れている、そういったところは何か所ぐらいあるのですか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

まず、烏川のほうですけれども、町が国交省から樋管の管理を受託しておりまして、そちらについては5カ所あります。そして、利根川系ですと、下之宮の先ほどのスポーツ広場のところに利根川に放流されているところがあります。あとは上福島の利根川左岸ですが、高橋川というのがあると思います。それから、前、月田議員の地元ですが、下之宮のところにしきの団地からずっと放流されていた。そこが閉じてしまったのですが、土木事務所のほうでつくりかえて、そこで一部利根川に放流

している箇所があります。あと、処理場の放流渠もありますが、あとは藤川、左岸について藤川も利根川に合流して、あとは玉村町の上樋越のすぐ西で前橋市の扱いになりますが、端気川というのがあるという、おおむねそのくらいかなとは今思っています。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 相当な数があるということになると思うのですが、その中で危険かなというところを挙げると、どんなところなのか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

今回、そういったところでぎりぎりだったのですが、やはり矢川樋管です。五料にある矢川樋管のところは、もう少しで逆流が始まったか始まらないかというところがありましたので、玉村町にとっては課題のあるポイントかなと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 確かにあそこは危ないかと思うのです。あとはよく出ている、私は思うのだけれども、高橋川、上陽のところが挙がってくるなど。あと挙げるとすれば、板井の古川というのがある、あそこは土手がないので、あの辺も対象にはなるのかなと。あとは角淵もたまに話が出る。私はわからないのですけれども、角淵も樋管があるから、あの辺もどうなのかなと。あと、余り話に出ないのですけれども、上陽の食肉の上のほうに昔はガニ川というのがあったらしいのですけれども、あそこもやっぱり以前は川が流れていたところだから、その辺も危険、要注意になるのかなというふうに私は思うのです。

今、区長さんなんかいろいろな区の話聞いて、防災マップをつくるということなのですから、具体的にどんな感じで作ろうとしているのかを聞きたいのです。防災マップを。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

今回の台風19号に際しましては、消防団、消防署のほうで地区内を巡回、巡視していただきまして、冠水または浸水地域をくまなくパトロールをしていただきました。そういったものを全て報告を受けまして地図に落として、なおかつ台風19号のときの浸水はこのくらいありましたというのを、そちらの地図の中にも反映させて住民の方に見ていただいて、このくらいの降雨量があった場合には、場合によってはこういう浸水被害が起こりますというのを事前に知っていただく。または避難所に避難するときに、ここは水が上がりやすいから、ここを迂回してこちらの経路で避難場所まで移動する

というような、そういったものを避難行動の参考にさせていただく。そういった意味合いを込めまして、こういうところが内水氾濫を起こしやすいですよというものをくり上げていきたいと思っております。

町長の答弁にもございましたが、そういったものを紙ベースももちろん必要だとは思っておりますけれども、特に移動しているときとか、お仕事中のときとかにもそういったものを見られるように、今スマートフォンのほうでそういったものを反映させることができますので、スマートフォンで見ていただく、またはパソコンのインターネットのほうで見ていただくということで、それぞれ役立てていただきたいというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、内水の氾濫の対応ということで4番なのですが、聞きたいのですが、先ほど滝川をとめるとか、樋管の操作という話がありましたけれども、例えば五料の矢川のところなんかは、なかなか難しいのではないかと。逆に烏川の水位が上がってくれば、矢川の排水が非常にしにくくなって、あそこに水がたまりやすいということだと思っております。特にあそこは、私は戦前のことは知らないのだけれども、五料というのは五料という言い方もあったかもしれないけれども、沼の上（うえ）だとか沼の上（かみ）と言っていたということなのです。今のあの辺の浸水したところって、私、沼中ではないのかなという、あの辺の地図を見ると可能性もあるので、そうすると樋管の操作だとか、それだけでは対応できないのではないかなと。過去の例から言えば、10年に1回は水が上がってくるとなれば、あの辺に揚水ポンプでも入れるのも一つ必要ではないかと思っておりますが、その辺どうなのですか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） そちらの矢川樋管のあたり、浸水した場合には、最も水が引くのに時間がかかるというようなデータも出ておりますので、やはり水はけ自体も悪くて、なおかつ一番低いところということになります。今回も矢川の樋管は、最終的には閉めることなく、あけて様子を見ていただいていたわけですが、もう少しで逆流をしそうだったということでもあります。そちらの根本的な対策というのはなかなか難しく、特にああいった用水路の排水機場というポンプ場のこともいろいろ高崎河川事務所等にも聞かせていただいているのですが、なかなか排水機場自体を持っているところも少ないというようなことでもあります。流域の降雨量によって、どの程度のポンプの容量、能力が必要だとかということもかなりの難しい問題があるらしくて、今のところはそちらの対応ができるかどうかというのは、研究中であるとしか言いようがありません。

来年以降もこのような台風、当然ふえてくるであろうと我々も思っておりますので、まずは今回の台風で五料地内、矢川のあのあたりの方、今回浸水被害に遭われた方は、そういったことで備えのほ

うもちろん自分たちでしていただけているのかなとは思いますが、それを町としては支援するという意味で、町長の答弁にもありましたけれども、そのあたりに土のうをたくさんいつでも使っただけのようなものを置いておくとか、板みたいなもの、水を防ぐための板とか、そういったものを住民の方に自由に使っていただくようなこと。あとはそれぞれの施設で避難の計画であるとか、水防計画的なものをつくっていただいて、常日ごろそういったものを備えていただく。そして、一番大事なのは、やはり命を守っていただくというのが最重要になりますので、まずは早目の避難というのを町のほうでは呼びかけていきたいというふうに思います。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 五料の関係、話は聞きましたけれども、上陽の上福島のところ、高橋川のところなのですけれども、あれは広範囲に水が入っていたと。なぜ水があんなに入ったのかなと聞いたら、昔はあそこ田んぼだったのです、上福島の北のほうは。そこに住宅が出ているということで、ある意味では、以前ならば、私が子供のときならば、あそこは貯水池で水をためていたかもしれない。今、そこに住宅ができているということで、非常に条件が厳しくなっていると。

その高橋川を見ましたら、前橋市のほうから老人福祉センターの前に高橋川が流れているのですけれども、西のほうから水が流れてきて、直角に曲がって、また南に行くのです。だから、川も直角に曲がった川は余り見たことないのですけれども、そのところに水が流れてきてあふれて東側に流れていったという話も出ているので、ひとつあの辺はもう少し土手というわけではないけれども、そういった防護壁的なものが要るのかなと思うのです。あとは、非常にあの川は難しいですね。見ていると傾斜が緩いから水がたまりやすいということで、要は対策は出しにくいかもしれないけれども、少なくとも高橋川から水があふれているという、洪水なのです、あそこは。そういったものは防ぐ、対策する必要があるというふうに私は考えますので、その辺は検討していただきたいと思います。

次に、5番目、玉村町の堤防の疑問点ということで、私がなぜ疑問を持ったかということ、玉村町にどういった堰だとか樋門があるかということで、地図で拡大して見ていったのです。端気川あたりから。そして、ずっとおりてくると、玉村大橋を過ぎたあたりのところは、どうも土手がないのではないかと、そういう不安があって、あと先ほど言われたちびっこ広場、あの辺よく行っていますけれども、あそこなんか無いのだと。実は伊勢崎市のほうへ行くと、私は下之宮だけれども、上之宮のほうなんか土手がいっぱい無いのです。なぜああいう状態になっているかと思うと、昔はあの辺は土手の外側は多分桑畑だったと。桑畑にリヤカーを持って桑を取りに行くわけですけれども、昔、そうするとやっぱり土手は大変だから、だんだん、だんだん踏み固めたとか、削ったとかいうことで低くなってしまったかということなのです。あの辺、これだけ土手を厚くする、高くすると、国土強靱化というので、国も気合いを入れてやっているところにもかかわらず、すぐその横に土手が切れているというのは、非常に不安、不満を感じるのですけれども、この辺は町としては今まで全く気がつかなかっ

たのですか、その辺お聞きしたい。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

利根川に関しましては、伊勢崎土木事務所、県の管理になっております。烏川につきましては、国土交通省高崎河川国道事務所となっています。我々町の職員は、堤防自体は管理していないわけなのですが、堤防の先ほどないところということなのですが、堤防には種類があるようで、本堤というメインの堤防や霞堤とか、洪水を一時的に遊水地に貯留させるための堤防とか、水を安定させる導流堤とか背割れ堤とかいろいろあるようです。今回、水位が上がってきていて、堤防のないところということになりますと、例えば滝川みたいな堀込め河道という形で、通常の地盤より掘って河川ができていようなところは、堤防を特につくる必要はないと思います。よって、高さが足りていれば、堤防ではなくてもいいと思います。ですので、先ほどの霞堤みたいなものもあるようですが、一応今回で確かに板井の古川の銀輪橋のところを水が上ってきていますが、若干その辺も被害があったようですが、基本的には堤防の機能としては賄えていると思います。

ちびっこ広場のところは、答弁にもありましたように河川改修を行っていて、最終的には堤防からの出入り口、スロープをつくったりとか、階段ができたりとかという形がとれますので、土木事務所のほうにもそういった要請は今後も要望していきたいと考えています。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） あと、それ以外にも何か所か切れているところがあるので、10年後には厚く高い堤防ができるという話を聞いていますけれども、それまで万が一のときは土のうとか、そういうのをすぐ持っていけるように準備はしておいてもらいたいと感じています。

次に、河川の最高水位、その時間を推測できないかということなのです。私の友達が10月12日のとき、携帯とかパソコンで水位を見ていたと。余りにも急上昇するので驚いたと。ただ、最高水位がカスリーン台風のとき何メートルかわからなかったのも、危険度はわからなかったのだけれども、余りにも上がっているのでびっくりしたという話をしていました。よく寝られなくなってしまったということなのですが、役場のほうも私はあの水位を見ていますと、どこまでいくのだろうということですので危機感があったと思うのです、皆さん。

やはりそう考えてみると、今来ている台風が、確かに915ヘクトパスカルなんていうととんでもないですよ。初めて、史上最大だなんてどこかの保険会社の広告に書いてありましたけれども、史上最大とは思わないけれども、915ヘクトパスカル、とんでもない台風が来るのだということになると非常に心配もあるのですが、これから来る台風、今来ている台風がどの程度のレベルのものなのかということは、住民ではなくて、町だとか消防、防災関係の方はきちっと把握してやる必要がある

と思うのです。

そうでないと、間違っただけの指示を出す危険性があるということで、今回私はここにグラフを添付させてもらったのですが、まずは台風19号の各水位観測所での水位というのをプロットしてみたのです。そうしますと、町のほうも県庁の裏の水位なんか見ているという話は聞いたのですけれども、当然見ますと上福島に対して県庁裏のピーク時が1時間早いなど。さらに、利根川と吾妻川が合流した後の渋川市にある大正橋というのがあるのですが、そのところを見ると2時間前にピークが来ていると。さらに、吾妻川の支流で村上というところがあったので、たまたまそれをプロットしてみたら、さらに1時間前にピークが来ているということで、こういったものを事前に把握しておいていけば、大体この辺まで来たから、ピークはこの辺かなと。あの何時間、2時間後、3時間後に来るのだということがわかると思うのです。そうでないと、不安で危ないし、携帯に入ってくるのがエリアメールで、前橋市の近くの人には前橋市からがががん入ってくると。高崎市近くの人には高崎市も入ってくるとということで、何を言われているかわからないという話が出まして、住民にこれがわかる必要はないと思うのですが、町もどの辺までやっているのか私はわからないけれども、こういったものを見ながら適切に指示を出してもらいたいというのがあるのですけれども、その辺現在どの辺までできているのですか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 私のほうからお答えします。

月田議員の資料のとおりで、今回ちょっとうちのほうが予想が甘かったということで、月田議員の2枚目のページを見ていただくと、先ほど町長答弁でもありましたように、3時間で上福島で4メートル水位が上がるということで、最近の洪水というのが、3時間であつという間に上がってしまうということが傾向として出ています。平成25年9月の台風18号でも同じような状況で、あつという間に上がってしまう。

そういうことを踏まえますと、反省点の1つとして、上流の水位がピーク前に、例えば県庁裏が幾つになったら避難勧告の準備をしようだとか、ピーク前の状況で判断をせざるを得ないと思っています。ですから、避難判断水位だとか、避難準備水位だとか、そういうものにこだわらず、上流の水位と降雨がこれぐらい、気象庁のデータも相当シビアというか、正確になってきていますので、そういう準備をこれから研究したいと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） ぜひそういった形で進めてもらいたいと思うのです。10年前、20年前と違って情報量はいっぱい入ってくるので、対応はしやすいかなということでお願いしたいと思います。

あと、実は次のページの話が今出ていましたけれども、過去の台風、ここには5つ入っているの

すが、先ほど申しましたように近い台風があと5つぐらいあって、10個ぐらい来ているのです。似たようなグラフになっているということなのです。私が気づいたのは、今回の台風、2019年のが非常に急速に上がっているということだったのですが、比べてみると、今から21年前、結構大きな増水があった。皆さんも記憶している方もいると思うのですが、非常にグラフの形が似ていますよね、1998年と。だから、この辺が特徴なのかなと。

あと2つ、1958年と82年が若干緩いということで、確かにその当時の台風、ほかも見ると若干緩いです。だから、ある意味では急上昇になっているのかなと今話を聞いて感じたのですけれども、いずれにしろ過去の台風と例のカスリーン台風を見ていると、最高到達は近い値のもあるのですけれども、よく見るとカスリーン台風のほうがまだ右肩上がり切れている。その下がっているのは、土手が切れてしまったので下がっているとか、あとは測定できなかったのです。だから、もっと上がった可能性は、土手が切れていなければ上がった可能性もあるのですけれども、今までのカスリーン台風を含めないそれまでの台風とカスリーン台風は、明らかに違うのだなと私は思ったのです。カスリーン台風を横綱とすれば、今回の台風は番付ではどのぐらいになるか、副町長に聞きたいのです。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） ちょっとお答えのしようがないなと思っております。

ただ、月田議員と同意見でありまして、この上り方が急になっているのはここ10年から20年、やっぱり私もほかのを見ましてもそういう傾向があるので、早目の避難判断をどこでするかというのを研究したいと思っています。クラスは何と言っていいかわかりませんので、申しわけありません。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 私の判断とすれば、幕内の下のほうではないかと。だから、三役になっていないなという感じ。だから、もっと本当のカスリーン台風程度が来ると、とんでもないことになるなという感じはしました。

なぜカスリーン台風は、こんなカーブが緩いのかなということいろいろ考えたのですが、うちの母親がカスリーン台風のときは何日か前から雨が降っていたと。そんなにその当日すごかったわけではないのだけれども、切れたという話があった。ということは、台風って一過性でばっと来て雨が降るということもあるのですけれども、中には前線を刺激して数日前から雨が降っていると、水量がふえているということもあると。そうすると、やっぱりそういった面で、そのときの台風というのはストレスが違います。長時間土手もさらされるということで。だから、そういうのも原因かなと、違いかなと思うのですが、でかい台風が来てもいいようにやってもらいたいというのが1つなのです。

あと、防災マップの話が出たのですけれども、玉村町は100年に1遍の防災マップがメインなのです。参考として1,000年に1遍だと。今度は10年に1遍の内水の防災マップをつくってもら

うということで、非常にいいと思うのですけれども、内水防災マップをつくっている市町村というのはどのくらいあるのですか、県内でも県外でもいいのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 正確な数は把握しておりません。ただ、やはり国でも内水氾濫のマップをつくることを推奨はしておりますので、また今回の台風19号ではほとんど関東地方ではいろんな場所で内水氾濫があったと思いますので、今後そういったものをつくっていかうという機運は、どんどん高まっていくのかなというふうにも思っております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） ぜひお願いしたいのですけれども、実は伊勢崎市の防災マップを見たのです。そうすると、うちの辺は崩れるというようなことで、それがメインになっているので、よく聞いてみたら、1,000年に1遍の防災マップをメインにつくっているということなのです。太田市もそうだったのです。でも、私思うのだけれども、千三つ屋という話が昔ありましたね。余り信用できない話だと。それだと1,000年に1遍の防災マップというのは本当に信用しているかということ、信用していない人もいると思うのです。となると、やっぱり玉村町のほうがよかったのではないかと。100年に1遍、ましてここに10年、内水防災マップを3つそろえてもらえば、非常にいいものができるのではないかと考えているのですけれども、その辺は決意のほどを聞きたいのです。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 玉村町に関しては、今回の台風19号もしかりですけれども、今まで高橋川周辺、端気川周辺に関しては、台風のとくによく内水氾濫が起こる地域であります。ほかにも何か所か危ない地域とか、本当にちょっとした道路冠水的に今回も水が上がった場所もありますので、そういったものを住民の方に広く知っていただいて、まず本流、利根川、烏川が決壊する前にそういった事象が必ず起こると思いますので、まずはそういうことを住民の方にもご理解いただいて、もちろん総合防災マップは手元に置いてよく見て、常日ごろ備えていただきたいのですけれども、そこまでになる前にこういう状態が起こり得るということをまずは認識していただいて、防災に役立てていただきたいと思いますので、決意のほどとおっしゃられましたので、何とかいいものをつくっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、そういうことでよろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。午後は1時30分に再開いたします。

午前11時55分休憩

午後1時30分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 次に、8番高橋茂樹議員の発言を許します。

〔8番 高橋茂樹君登壇〕

◇8番（高橋茂樹君） 議席番号8番高橋茂樹です。本年10月の台風19号で被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

それでは、議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。本日の質問事項は、災害対策、特に水防計画についての1点です。台風19号の避難状況検証と見直しについてということで、まず初めに令和元年10月12日の水防及び避難勧告と避難所設営について、細かく説明を求めます。総合防災マップの避難所の関係についても説明を求めるところでございます。

次に、水防団の行動計画と避難訓練の状況についてお尋ねします。

3番目として、災害が予想されるときに役場職員の行動マニュアルと訓練状況についてお尋ねします。

4番目に、19号で浸水した地域も含めての町としての浸水対策についてお尋ねします。

5番目に、災害ごみの処理及び被災者への公的支援はどんなものがあるかお尋ねします。

それに関連して、災害救助法というのがあると思うのですが、その災害救助法の適用を今回玉村町は19号で受けたと思うのですが、この災害救助法について、災害救助法の適用を受けるとどんなようなことになってくるのか、その辺もまたいろいろと一般質問の中でただしていきたいと思っております。

1回目の質問は以上でございます。次からは自席で行います。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 高橋茂樹議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、台風19号水防及び避難勧告と避難所設営についてお答えいたします。台風19号が10月12日に関東地方に最接近、上陸する予報を受け、前日である10月11日金曜日の16時に町長、副町長、総務課長及び環境安全課消防防災係で協議を行い、12日9時から福祉的な一時避難所として老人福祉センターを、10時から文化センターと保健センターを自主避難所として開設することを決定し、区長、民生委員宛てに連絡しました。区長、民生委員には、主に介護が必要な方や高

齢者のみの世帯への声かけ等をしていただきました。水防については、消防団及び玉村消防署に行っていました。消防団につきましては、12日の11時15分に詰所待機を命令し、直ちに烏川沿川の3、4、5、6分団が河川巡視を行いました。その後は風雨が強くなり、水位も上昇したため、消防団本部が状況に応じて巡視や広報を命じて、水防活動を実施しました。避難所の増設に際しては、急遽避難所運営にも携わっていただきました。

また、高齢者のみの世帯の家族からの要請により、福島の高齢者避難支援を行いました。玉村消防署は、主に板井地内の浸水箇所の警戒に当たり、伊勢崎市消防本部には、福島地内の介護施設入所者約20名の避難支援を行っていただきました。

避難情報及び避難所設営に関しましては、烏川の水位上昇により、10時にレベル3避難準備・高齢者避難開始を川井、飯倉、五料に発表し、同時にB&G海洋センターを避難所として開設しました。16時には角淵地区もレベル3対象地域とし、社会体育館を避難所として開設しました。18時10分には海洋センターがいっぱいになったため、芝根小学校体育館を追加開設しました。その後、利根川の水位が上がり、21時10分にレベル4避難勧告を利根川沿川の板井、斎田、福島、南玉、下之宮、上福島、原森地区を対象に発表し、玉村小学校を避難所として開設しました。

続きまして、総合防災マップと避難所の関係についてお答えします。避難所は、対象地域に比較的近い施設を避難所として開設しましたが、浸水想定区域内の平家の建物を避難所とすることについて、多数の方からご意見をいただきました。今後の避難所設定及び避難所運営の参考とさせていただき、避難者が安心して避難できるよう研究してまいります。

続いて、水防団の行動計画と訓練状況についてお答えします。水防団の行動計画につきましては、玉村町水防計画に定めてありますが、今回の水防活動をもとに、消防団及び消防署と協議して詳細な行動マニュアルの作成を行いたいと考えております。水防訓練につきましては、役場職員を対象とした水防初動訓練を8月20日に実施し、係ごとの行動について活動を確認いたしました。同日、消防団と消防署が合同で水防工法、土のうづくり、河川巡視訓練を初めて夜間に実施し、水害に対する備えを行いました。消防団、消防署からは、台風19号の水防活動について、とても役に立ったとの報告をいただいております。

次に、災害が予想されるとき役場職員の行動マニュアルと訓練状況につきましては、8月20日に実施した水防初動訓練をもとに行動マニュアルを作成していましたが、訓練及びマニュアルの内容は、利根川水位上昇をもとに作成したもので、台風19号では烏川、利根川ともに氾濫注意水位を超える状況となり、マニュアルに沿った活動ができませんでした。今後は烏川、利根川おのおのと、両河川が同時に増水した場合のマニュアルを作成し、訓練を行う必要があると考えております。

続きまして、浸水対策についてお答えします。台風19号では、五料の矢川樋管周辺と上福島の高橋川周辺地域で床上・床下浸水の被害が発生しました。両地区とも烏川、利根川の水位上昇により、農業用水路等の雨水が流れづらくなったことが原因と考えられます。現在、町内の浸水・冠水箇所を

調査しており、該当地域の近接地に周辺住民がいつでも使えるよう、土のう置き場を設置するなどの対策を考えております。また、今回の被害箇所等については、インターネットを利用していつでも画像により水路等の水位を確認することができるライブカメラの設置を行いたいと考えており、浸水対策や避難の判断等に有効に活用できると考えております。

また、ハードの対策として、現在県が利根川河川改修事業を実施しております。これが完成すれば、利根川の治水安全性が向上するとともに、水位も低下することから、今回のような内水被害も減少すると考えられるため、県には早期に完成するよう働きかけてまいります。

続いて、災害ごみの処理及び被災者への公的支援についてお答えします。災害ごみについては、家具や布団、家電製品等と倒木などが浸水地域を中心に発生しました。また、農業用ビニールハウスが3棟倒壊しました。発生した災害ごみは、クリーンセンターで災害ごみとして受け入れ、処理費用は全額免除しました。

公的支援については、住家が損壊するなどの大きな被害が発生していないため、行っておりません。ただし、床上浸水被害に遭われた方に対しては、町及び町社会福祉協議会より見舞金等をお渡ししております。

次に、災害救助法についての質問についてお答えします。災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体等に応急的に必要な援助を行うもので、玉村町は対象地区に指定されました。玉村町における住家の被害は比較的軽微なものであったため、災害救助法第4条第5項に定める住宅の応急修理には該当しておりませんが、第4条第1項に定める避難所の供与及び第3項に定める被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与が該当いたしますので、現在申請の準備を行っているところでございます。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） それでは、自席から順次質問していきます。

まず初めに、避難所の開設の件なのですが、玉村町で配られている防災マップによると、今回の避難所で先ほど町長の答弁の中にあつたように、B&G海洋センターが最初、角淵、川井、飯倉、五料、烏川の水位がふえたということで、その地域の人に避難しろということであつたと思えますけれども、B&Gにした理由と、防災マップでは、B&Gが一番最初あの地域で避難所にするというふうな、住民には足りなくなつたとか何かの補助的要素というふうに書いてあると思うのですが、その辺のB&Gにまず決めた理由は、どこでどういうふうに決めたのかお聞きします。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

議員がおっしゃられる補助的というところでは特になくて、協定締結の避難所一覧ということで、民間施設で避難のお手伝いをしてくれるところということでB&Gはなっております。あちらをなぜ避難所として設定したかということでございますけれども、今回の台風につきましては、我々もきちんとした避難所を開設するということがほとんどなくて、まず初めての経験に近かったということがあります。どのくらいの避難者の方が避難されてくるのかというところは、正直なところなかなか読めていなくて、自主避難所という形で、役場と文化センターは事前に避難所として開設のほうをしておりましたので、そちらに避難できなかつた方もしくは近場でという方を対象として、海洋センターのほうを一旦は避難所として設定をさせていただいたわけですが、結果的にはあちらも2階のホール、あとは1階のホール部分とか、そういった部分しか避難する方が身を寄せる場所がなくて、すぐにいっぱいになってしまいました。その点については、こちら担当課としても、すごく反省をしているところです。

結果的には、芝根小学校を追加で増設して、そちらのほうにかなりの方が行っていましたので、今後の課題といたしまして、最初の避難所の開設場所につきましては、浸水のぐあいであるとか、収容人数であるとか、あとは備蓄の品物、そういったものをもろもろ考慮して間違いのないような避難所の設定のほうをしていきたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 今、今まで避難所の開設がなれていないから。だって、この防災マップで芝根小学校、芝根地域の人はそこへ来いと。川井、飯倉、五料、小泉、下之宮、箱石ほかは、芝根小学校、第4保育所、健康の森児童館だ、これで。今、課長が言ったように協定締結避難所がB&G。ほかを開設しないで、何で。人が余計来るから、来ないからではなくて、B&Gで間に合いそうだからB&Gにしたというように聞こえるのだけれども、みんなに周知している例えば芝根小学校だとか、健康の森児童館だとか、そういうところ、第4保育所だとか。なぜB&Gに行ったか、その辺が一番知りたい。

それで、職員が派遣されていて、来た人にもういっぴいだからという連絡は入っていたかと思うのだけれども、芝根小学校に町長が開設したというけれども、そういう連絡が入ってから何分後ですか。その辺はどういうふうに統計とっております。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 高橋議員のおっしゃられるとおりで、実際のところは避難者の数を我々のほうで見誤ったということは、本当に反省をするべきところです。確かに避難所の係のほうから、海洋センターそろそろいっぴいだというのは話のほうは来ておりましたので、その後芝根小学校を開設するに当たって、職員のほうも新たに招集しなくてはいけなかったもので、すぐに避難所の係の

人間を招集して、そちらの開設に当たりました。また、消防団も急遽の開設、また夜間になっておりましたので、暗い中だったので、消防団のほうには赤灯を回していただいて誘導のほうもしていただきました。施設、海洋センターのところには広い駐車場がありましたので、そちらもかなりいっぱいになったという報告も受けております。

今後の避難所の運営につきましては、ほとんどの方が車で移動されてくる方が多いので、まず浸水深、あとはそういった方が駐車できるスペース、そういったものももろもろ考慮して、あとは十分な避難者、今回の経験でどこの避難所には何人ぐらい来たというのは統計のほうはとれておりますので、それに基づきまして、余裕を持った避難所の開設、運営のほうはしていきたいというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 今、課長が答えたように、一番の問題は何でB&G海洋センター。最初から芝根小学校だとか、第4保育所だとか、こういうふうにみんなに周知してある。そういうのをなぜやらないかというのが一番疑問に思っただけ今話しているのだけれども、芝根小学校だって駐車場は幾らだってあります。校庭だってあるのだから、命を守るためなら、逃げて行って避難してきた人が校庭に、うちから雨が降っているのだから歩きでは行けないと。車があるから、まだ車は走れるのだからということで車で芝根小学校へ行って、では校庭はとめさせないのかと。こんな危険なときに避難しろという指示が出ているのにもかかわらず、車で来た人はとめさせないのだよと。そんなような行政では、住民は安心して暮らせるというわけにはいかないと思うので、できてしまったことを多くを言っても、今後こういうようなことがいろいろ騒がれていて、100年に1遍だといったって、二、三年続けて来ることだってあるだろうし、昭和22年の先ほど月田議員の質問の中にカスリーン台風のことが出ていたけれども、これだって100年たっていないうちにこんなような浸水被害が出ている。要件的にはいろいろあると思いますけれども、そういうような見間違いを、どうして今までの中できちっと研究をしておかない。ここまでわざわざ金かけて避難所の一覧表をみんなにやっているのだから、そんなようなことのないように、今後はきちっとした訓練、計画をしてもらいたいと思います。

そのことで、最初からレベル3で川井、飯倉、五料が午後2時に避難準備が出て、避難しようということで、高齢者も早目にしてくれと、動きづらい人。特にB&Gは2階に最初入るのです。階段を高齢者なんか自力で行けない人が何人か来ていたわけ。介護者というか、家族の方がついていて2階へ上げて、それで何時間かいたらトイレへ行くのが大変なのだ。トイレ1階だもの。それで、混んでいるときに今度は高齢者を連れてきたら、高齢者がいる場所がないから、社会体育館へ行ってくれというのだ。避難するには、最初から社会体育館だ、老人センターだなんて、そんな遠くのほうへなかなか人は動かない。やっぱり避難も自分のうちから近くという格好で動くのだから、そのときに協力を要請するのに、すぐ隣にしきの園があるわけ。そうしたら、来ていた高齢者の子供が、うちのは

日中このにしきの園にデイサービスで来ているのだと。にしきの園に行けないかという話があったわけ。そうしたら職員の方は、自分だけではにしきの園に避難所の協力を要請はできていないわけ。しばらくしたら、本人もにしきの園にうちの母親は通っているのだから、ぜひここで一時避難させてくれといったら、にしきの園の施設長がいいですよとあって、そうしたら施設長は今度B&Gのほうに、年寄りは何人でもある程度受け入れられるから、移動してくれというような話もあったわけ。そうしたら、年寄りは1回そこで座ったり伸びてしまったりすると、もう動くのはだめだ。隣でもやっぱり動けない。そういうことまできちっと考えておいて、避難指示なり避難命令を出してもらいたい。

そういう感じの例えば今町長の答弁にあったように、平家で浸水しそうな老健施設については、きちっと避難、また安全なところへ避難だけれども、自宅が避難指示が出た人が行ったときに、そういう人たちがしやすいところを避難所の要請してもいいと思いますけれども、今後そういう感じは、つくる気があるかどうか、その辺どうですか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お体の不自由な方、高齢者の方、たくさんこれからさらにふえていかれることだと思っております。そういった福祉的な避難所につきましては、我々もそういったことを考慮して、前日から一時避難所という形で老人福祉センターのほうを開設するよとということ、準備のほうを進めておりました。それで、前日の段階から区長または民生委員、そういった方々に地域のほうでひとり暮らしの方がいらっしゃるようであれば、そういった方に声かけをしていただいて、なるべく早目に避難指示とかが出る前で結構なので、先に避難をしてくださいというようなことを声かけのほうはしていただきました。

ただ、なかなかそういった方、自分1人では避難できない、家族の助けがないと避難できないという方も多数いらっしゃると思いますので、そのあたりは今後の大きい課題だなというふうには思っております。福祉的な部分で、今回にしきの園さんが受け入れのほうをしていただけたということなのですけれども、なかなかにしきの園さんにもこちらのほうから以前からお話はしております、受け入れることは何とかできても、そういった方に介護をすることはなかなか難しい。職員も限られているのと、あとはベッドも限られていて、来ていただいたら、食堂とかにちょっと横になってもらうぐらいしかできないのだというようなお話も聞いております。そのあたりを、町のほうからどのくらいものを支援して、そういった方が近くのそういった場所で避難できるのか、そういったことも今後施設のほうともお話を密にさせていただきまして、もちろん費用負担のこととかもあるわけですが、そういったことも今後の課題として研究していきたいというふうに思っています。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 今言うにしきの園は介護できない。B&Gだって介護なんか誰もしてくれや

しない、実際には。介護する職員なんか誰も来てはいないし、にしきの園に避難したから介護してくれというところまでではないわけ。やっぱりにしきの園にいれば、デイサービスに通っているところだとかなんかにいれば、海洋センターにいたよりよっぽど居心地がいいわけ。別に職員がそこにいてもらえばいいの。

それで、続けてなのですけれども、今避難していた人にメール、いろんな面で水だとか毛布だとか持ってきなさいよという指示をしたから、住民は避難で水だとか毛布だとかを持ってこいということだったからといって、避難用の水すら配給してくれないのだ、玉村町は。その辺は避難指示の場合には、備蓄してある水でも町はくれないのか、住民には。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 今回の避難のほうにつきましては、緊急的なものであります。特にそう長引くということも対策本部では考えておりませんでしたし、基本的には一時避難所であるとか緊急避難場所、そういったところでは、そういった食料とか水の配給的なことはやっておりません。どこの市町村に聞いても、今回避難所を開設したけれども、そういったものを出しましたかということで何カ所かに聞いたのですけれども、やはり水、食料については避難するときに持ってきてくださいというお話をして、特にそういったサービスのほうは提供していなかったということがありました。

ただ、毛布等につきましては、持ってこられなかった方のために貸し出し等はしたということも聞いております。町でも確かにそういった持ってこられなかった方に対しては、毛布のサービスのほうはさせてはいただいていたのですけれども、やはりどうしても備蓄品というのは、いつき何とかそこで命をつないでいただくという部分のものでありまして、例えば一晩過ごすというような場合には、そういった配給的なサービスのほうは今回は考えておりませんでした。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） のどが渴いたって水も出ないのだよ。トイレのところへ行って水飲めというような感じだ。のどが渴いたら水飲み場。そんな避難所をもっときちっと、緊急を要さない、十分持ってこいという。個人にすれば水や毛布は持ってこいと言ったから、そのとおりでなければだめだといったって、避難する人が全部が全部そういう持っていける状況でもないし、ましてや子供を連れてたり年寄りを連れてたりした人なんかは、そんな人数の分を持っていけるというようなことは想定しづらい。

それで、玉村町に備蓄の倉庫というのがあると思うけれども、これは今玉村町に何カ所あってどのくらいの、水だとか食料は何人分のというか、何食分ぐらい、水は何リッターぐらい備蓄してあります。

◇議長（三友美恵子君） 暫時休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時2分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 済みません。こちら、備蓄の倉庫につきましては、現在文化センターのところ、下新田6丁目、社会体育館、芝根小、あとは玉村内科クリニックということで、各小学校区に設置のほうをしております。こちらの非常食の関係につきましては、大体お米関係を普通の白いのと五目御飯とかいろいろあるわけですけれども、お米については大体3,000食ぐらい、乾パンについては場所によっては500食ぐらいのところもあるのですけれども、文化センター、下新田、社会体育館は約1,000食ずつぐらい、芝根小、玉村内科クリニック、こちらにつきましては500食ぐらいの乾パンを用意しています。

水につきましては、先ほどの文化センター、6丁目、社会体育館については480リットル、こちらはミネラルウォーターでペットボトルに入っているものですが、そういったものが用意してあります。芝根小学校、玉村内科クリニックにつきましては、240リットル程度の備蓄があるわけですけれども、確かに高橋議員がおっしゃられるとおり、これだけではいささか心もとないと思います。持ってきていない方に、今回断水はなかったもので、何とかしのげるものだろうと思っておりましたけれども、これがちょっと長期化して断水とかをした場合には、もちろんお水も足りなくなりますし、食料も不足すると思いますので、こういったことも在庫管理をきちんとしながらふやしていきまして、十分な、十分なといっても、全ての方におなかいっぱいになるほどというのはなかなか難しいのですけれども、いつときしのげるぐらいの量については、今後備えていきたいというふうには考えております。

今回、多分高橋議員さんも海洋センターのほうに詰めていただきまして、その現状を私のほうもお電話で拝聴しておりますので、確かに冷たいような感じには受け取られてしまったのかなと思います。まずは逃げて命を守るというのが、こちらのほうの最初の行動というふうには考えておりまして、何とか我慢していただけるのかなというふうには思っておりました。ただ、やはり高齢者の方とか、あとは妊婦さん、あとは小さい乳幼児を連れた方に関しては、なかなかそういった通り一遍のことでいいのかなというふうには思っておりますので、今後の避難所の設定であるとか、そういったことについても配慮を考えていきたいと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） まず、今、水をくれないとか、水だって消費期限があるのを、そんなにもったいぶってとっておいたって何の価値もないよ。今回、1本も出さないで賞味期限切れになってしまう、また実質。ことしは産業祭ではくれなかったけれども、毎年賞味期限が迫った水を産業祭でみんなくれている。災害で避難した人にくれないで、そんなものとおいてどうするのだと。

その前にそもそも海洋センターは、小学校とか第4保育所だったら、水道の蛇口がいっぱいあるのだ。そこへ行って水飲めるのだ。海洋センターはそんなに水飲み場はないのだ。プールのほうの着がえ場へ行ったら、トイレしかないのだ。そこで小さい子供を抱えてミルクをつくる人が、たまたま役場の職員が気をきかせてお湯を沸かしておいてくれたから、このお湯使っていいのですか。あとは避難するのに、むすびだの調理した食料は持ってこない。やっぱりラーメンだとか何か持ってくる人がいた。そうすれば、お湯なのだよ、実質的には。そのくらいは自分たちがいて、今までの経験上から、防災会議を何人で行っているのだから知らないけれども、きちっと知識ある人たちが防災会議しているのに、うちから持っていこうと、学校給食みたいに弁当を詰めてくるという人はやっぱりいない、避難のときは。お湯は必要だ、水も必要だ、最低限避難してきた人が生きるには。避難所だから我慢しろといったって、そんな避難所の開設の仕方は、そもそも最初の出だしからおかしいのではないかとやっているわけ。

海洋センター、そのときの今いたよという話が出たから、私のほうからも話しますけれども、21時10分にレベル4で板井、福島、南玉、下之宮、上福島が避難、今度はそれは避難勧告。最初のは避難準備で高齢者の避難ということで、準備と勧告は違うという返答があった。勧告になれば水も出せると言ったような気もするのだけれども、では芝根小学校でも水を出したのかといたら、勧告でも出していない。今言うように12時間以上、24時間以上経過したらやっとな水を出すというような、そんな避難所の設営だったら、きちっともっと考え直してもらわなければ困ると思うので、今後いつまたこんなようなことがあるかわからないから、きちっとその辺は練り直してもらいたいと思います。

それから、水防計画、そんなようにしてもらいたい。

それと、今役場の職員の中で地元の玉村町消防団がおおむね30名ぐらいいると聞いています。そういう中で消防団員に入っている役場の職員は、割方若い人で体の元気な人、この人たちが役場の職員として避難所だとか、各地域の被災しそうなところだとか、先ほど言った樋管の管理だとか、いろいろなところにやる場合に、消防団員と役場の職員としての災害時のすみ分けといたしますか、その辺はどういうふうな人事ができています。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 高橋議員のおっしゃられるとおり、今役場の職員で消防団員30人程度おります。こちらが今回の水害、消防団ほとんど全員に近いぐらい出してもらいました。役場の職

員ももちろんそちらのほうに携わったわけですが、それでも今回の水害対応については足りない分団、あとは上下新田の関係とか、1分団、2分団につきましては河川から大分離れておりましたし、内水の氾濫とかもなかったので、うちはまあまあ人手は足りていたよというようなところとか、そこは二極化しまして、ただ全体を通すと、やはり人手は幾らあっても必要だと。ほぼ24時間に近いぐらいの連続の警戒に当たっていただいていたので、交代要員とかも考えると、役場の職員を役場のほうが足りないからといって、消防団から引き揚げてこちらの仕事をしてくれというのは、若干難しいのかなというふうに考えております。今後の消防団の再編等でも災害時の分団、災害時に特化した人たちを集めたような、そういった組織化も必要になってくると思いますし、そういったことで何とか防災力のほうは充実をさせていきたいというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） いい返答だとは思いますが、まず避難所でも役場の職員が当然全部いろいろと世話をやくと思うのです。そういった中で避難所へ来ている役場の職員だって交代要員が要だし、誰と誰がどこへ、たまたま手があいていたから行けというのかというような、いろいろ災害、降雨量だとか、どのぐらいの地域が浸水しそうなのかというのをきちっと把握していなければ、そういう人員配置できないと思うし、それぞれの例えば環境安全課に所属している職員は、やっぱり町としてやらなくてはならないのもあるかなとも思うし、いろんなことがあるから、毎年そういうものをきちっと徹底してやらなければ、何と云って災害に遭うということはえらい負担になるわけ。安全安心というけれども、これが担保されなければ、玉村町が人口減少政策だ何だかんだと云って、やっぱり危険なところは来ないです。そういう面からいけば、全てが人間、安全安心。万が一、台風が来た、大雨が降った。そのときにきちっと行けるところ、避難所がある。そこできちっと対応してもらう行政が、住民には必要な、これが最大の行政サービスになると思います。

実質的に今の話の中で、実際にはこれから浸水対策という項目をつくってしているのですけれども、今五料地区で、先ほど月田議員のときも答えたけれども、床上浸水、事務所がしたとか工場がしたとかというのは、やっぱり10年前にもしているのです。課長と町長と、月曜日の夕方だったか、被災地を見たと思いますけれども、言われたと思う。10年前はここまで来て、ことしはここまでです。20年前はこのくらいです。何が原因かといったら、先ほど話をしたように烏川がふえたから、矢川樋管の水がのみ切れなくなった。物理的に誰が見たって当然のこと。そうしたら、その内水にたまった水をどうしたら烏川へ放流できるかというのは、副町長、どんなことをすれば、一番早く烏川へ放流できますか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 前提は烏川が上がらなければいいのですけれども、上がった場合にはポン

ブ排水あるいは各家屋に入らないような壁だか土のうだか、積まざるを得ないというふうを考えております。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 各会社だとか事務所だとか、入らないようにする。ポンプ排水という2つの方法があると。ポンプ排水は、どうしたら一番いいと思います、副町長。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 排水機場というのは大変お金がかかるのと、それから樋管のところをつくるということは相当費用がかかって、これは費用対効果とかという計算をすると難しいのかな。そうすると、今多いのが機動性のあるポンプ車というのが最近普及しつつあるので、それを例えば現在高崎河川国道事務所にはありますけれども、それを派遣してもらうだとか、そういう方策があるのかなというふうに考えています。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 費用対効果ということで、費用の割に効果が少ない。被害のあった人は、50回被害に遭ったよりも排水ポンプのほうが金がかかるから、その人たちは被害に遭っているという、そんなような感じでは、やっぱり1回でも遭っている高橋川流域だとか矢川樋管のあたりには、人間が住んでいるのだから、イノシシだけいるのは河原の外だけれども、住みやすいようにするには多少費用がかかっても、それだけの効果がないよという結果が出ても、やっぱりしておくべきです。それを玉村町の予算だけでやる意思でいるのか、河川ですから、国土交通省の高崎事務所と協議を重ねるとか、そういう用意はありますか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 基本的には支川の樋管というのは支川管理者がつくるというふうになっておりますので、矢川の場合は町がつくらざるを得ないか。ただ、そういうことで国交省のほうに協力が仰げないかというのは、当然言っていきたいと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 安心して暮らせるには何がいいかというのは、一番あそこへポンプ場を2カ所へつくってくれて、計算どおりきちっと利根川、烏川へ内水を排水できればいいかなと。そういうことになれば、もっともっと今度は町内の水路を整備すれば、町内の役場周辺の氾濫だつてなくなってくる、そういう感じもするのです。それが無理であれば、今のところ機動性のある車を用意できる

ということですがけれども、例えば今回の19号なんていうのは、先ほどの2回目の答弁の中にあつたように、前の日から国土交通省だとかいろいろ町のほうへも連絡が来て、区長さんにも早目に、住民に前の日から避難準備してくださいという指示を出しているわけ。それだけ大きいのが来るのが予測されているわけです。そうしたら、10年前の経験をもとに、そういう排水ポンプ車を用意するという気持ちは誰もなかったのか。その辺どうですか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 結論から言いますと、多分高崎河川国道事務所とは内々で話した。排水被害がないと排水ポンプ車は送れない。それから、排水ポンプ車が矢川の場所に行きますと、経路がちょっと難しいというような話は聞いております。そういうのをどういうふうに解決するかということもございまして、排水ポンプ車を事前に配置というのは、高崎河川国道事務所からは内々ではお断りを受けています。それはどこで起きるかわからないと。だから、そこだけ、五料だけ中心ということではできないというふうに内々の話では聞いております。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） そうすると、方法としてはそういう車を借りてくればよいといったって、被害が出てからでなければだめだというのは、何の価値もないわけです。被害が出たりいろいろ浸水してきて、その被害が今回は床上がちょっとだけ、床下だったからということでよかったけれども、もっともつこの9時10分の利根川ではないですけれども、利根川が万が一決壊すれば、こんな被害ではないわけです。それから排水ポンプなんか持ってきたって、カスリーン台風と同様に烏川の土手なんか自然に切れてしまいますよ、実際には。昭和22年当時、私も定かでないけれども、利根川が切れたときには、今の矢川樋管の少し下流が越水して烏川が切れたので、全部水が引いたと、そういう話は聞いているのですけれども。だから、そこまで危険ですよという勧告が出ているにもかかわらず、今国土交通省に言ったら、被害が出て堤防が決壊してから、中にたまっている水ならかい出すよという、それでは何の対策にもなっていないような気がするので、もう少しその辺のいい対策を、今後質問しながら進めていければというふうに思っています。

それで、先ほど町長が災害救助法を玉村町は指定受けたと。これだけ雨が降って、これだけの被害が出そうな地域だからということで、災害救助法というのは、どこが指定してそういう援助をするのですか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 災害救助法の適用につきましては、本年10月18日に県のほうから来ております。そちらの事務の内容としましては、避難所の運営であるとか、食料品、飲料水、被

服、あとは死体の捜索であるとか学用品とか、あとは住宅の応急修理、そういったものに対して救助するという、そういったことであります。こちら玉村町につきましては、先ほど町長のほうからもございましたとおりで、住宅の応急修理、今回の台風19号においては各地でそういった住宅の大きい被害がありましたので、そういったものがどうしてもクローズアップされがちなのかなというふうにも思うのですけれども、避難所で使った毛布のクリーニングとか、そういったものについても今回こちらの適用の範囲になるということでありましたので、県のほうから調査のほうも来ておりますので、県と協議しながら今後それについて研究し、また請求できるものがあれば請求していきたいというふうに思っています。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 避難所で使ったものも幾らか援助があるよと。そういうところがあるのにもかかわらず、災害救助法が適用の前だけれども、水ぐらい何で町が渋っているのかなと、その辺が一番不思議です。やっぱり町民の生命、財産を守るといのは、町の一番の仕事だと思います。町民の所得を上げるとか何かも必要ですけれども、一番はいつも話しているように安心安全で暮らせなければ、ストレスもたまりますし、いろんなことが起きますから、台風が来るなどか、雨を降らせるなどかというのはなかなかできるものではないと思う、誰でも。だから、最大限災害を防ぐ方法というのは、先ほど副町長も一番いいのはポンプをつくれればいいということを知っていて、お金がないから、その恩恵を受ける人が少ないからといったら、山間地の人なんか2キロも3キロも離れていて、電線引いてくれて、電話引いてくれて、道路を舗装してくれる、それぞれの市は。高崎市だって前橋市だって。玉村町は、それだけまとまっているところに費用と効果だけで投資できないという、そういう行政では一番住民は困るところだと私は思っています。もっともっとそういうところはきちっとお金をかけて安全安心を守っていけるようであれば、消防団がどうのこうのといたって。

それから、あと1つ、副町長が土のうということではないけれども、浸水を防げばいいということだけれども、その浸水を防ぐ方法は、一番いい方法はどのような方法ですか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 結局水が入らないようにするという一つの方策が、土のうで水が来るところを高くするだとか、あるいはコンパネみたいので防ぐだとか、一番いい方法という意味ではなくて、とりあえずそういう方法しかないという意味で申し上げました。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 水が入らないように例えば土のうを積むとか、ベニヤを置いてその両端に土のうを置くとか、いろんな方法で防げる可能性も随分あります。そういった中で、住民が事前に台風

が来るのだということで、自分のうちには土のうがないから土のうが欲しいといったら、消防署へもらいに行く。それは自分のうちが取りに行く。そこまではいい。それは住民1軒について10袋ですよというのだ。10袋は防ぐ方法として十分だと思いますか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 10袋というと、大体2袋で四、五十センチになるかな。三、四十センチですから、それが10袋というと二、三メートルぐらいかなと。1袋ずつ積んでいけば四、五メートルになる。それは場所、場所によって、そのお宅によって当然違いますけれども、十分か十分でないかといったときに、その範囲と高さをどうするかということで考えると、少し足りないのかなという感じはしますけれども、場所、場所いろいろあるかと思います。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 当然場所、場所、浸水の深さ、平均的に何でもという部分もあるけれども、もらいに来ている人の事情を聞いて、20袋欲しいという人に何で出せないのか。その辺が足りなくなってしまうと困ると、後からもらう人が。では、足りなくなったら、足りるようにしろよと。土のう10袋ぐらいで、玄関が今言ったようにどこのうちだって1間ぐらいあるわけ。1.8メートルぐらい。進入路は大体最低だって2メートルです。そこをふさごうと思ったって、10袋ではどうやって水が30センチ、40センチ、過去の例でかぶっている人がもらいに行っているわけ。そうすると、そこに10袋きり、規定ですから。全部が全部、玉村町中の1万軒がもらいに行くわけではないのだから、そういうところはきちっと防災マップでどのくらい浸水するのだと、事前に前の日、その前の日からもらいに来ている人に、どうしてそういう対応しないのか。そういう対応は今後できる用意はありますか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） そういう話を聞いて、その後追加でどんどん配布するようにしたと聞いておりますが、まずは今内水の調査をしておきまして、必要な箇所にどれぐらい土のうが要るかというのを踏まえて対応していきたいと思います。議員おっしゃるとおり、困った人が来て、土のうなんか財産になるわけではないので、できるだけ用意して満足がいけるような配布をできるような体制あるいは量を確保したいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 今回19号で、玉村町は水防については一番へまをやっているところだと思っています。これを教訓に、今後へまではないきちとした住民に対しての安全安心が担保できるよ

うな町にすることを我々は進めていくつもりでございますので、執行のほうもその辺を心して、一般質問を終了します。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。2時45分に再開いたします。

午後2時29分休憩

午後2時45分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 次に、5番渡邊俊彦議員の発言を許します。

〔5番 渡邊俊彦君登壇〕

◇5番（渡邊俊彦君） 議席番号5番渡邊俊彦です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問させていただきます。

傍聴の皆様には、年末のお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

早いもので、ことしも12月、師走になってしまいました。令和元年も残すところ1カ月を切ってしまいました。1年を振り返ってみますと、事件や事故、いろいろなことがありました。第4次安倍改造内閣は9月に発足しました。入閣された方には、環境大臣に38歳の若い小泉進次郎氏を初め、多くの新入閣者が誕生いたしました。明るいニュースでは、吉野彰氏がノーベル化学賞を受賞されました。ラグビーワールドカップでは、日本チームがベスト8と大活躍をし、盛り上がりました。10月には、消費税が10%に引き上げられました。

暗いニュースになりますが、沖縄の首里城が火災により焼失したり、4月にはノートルダム大寺院が焼失したり、大切な遺産が失われた、こんな事案もありました。香港では、反政府抗議活動がおさまりません。また、ことしは大きな台風が日本列島を襲いました。台風15号、19号と立て続けに上陸、各地に甚大な被害をもたらしました。台風19号では、関東、甲信、東海、東北では記録的な大雨となり、土砂災害や河川の氾濫が相次ぎ、亡くなられた方が九十数名、行方不明になられた方が3名、家屋被害が8万戸以上との報道がございました。被災された方、お亡くなりになられた方々には、お見舞いとご冥福を申し上げます。

それでは、通告の一般質問に入ります。台風19号は、当町においても他人事ではありません。台風19号による町内の被害の全容と復旧の計画について及び避難指示と対応についてお伺いをいたします。町内での人的被害はないと聞いておりますが、少なからず被害はあったことと思います。住宅、工場、農業部門、公共施設等町で把握している現状についてお伺いをいたします。

グラウンドゴルフ場及び角淵グラウンドや板井根石公園グラウンドの復旧計画についても伺いますが、午前中のこの復旧につきましては、補正予算がついたようです。可決されましたので、復旧のめ

どが立ったのではないかと考えておりますが、通告してありますので、よろしく取り計らいをお願いいたします。

次に、台風19号による増水した濁流により、河川敷の畑の一部に表土が流されて耕作不能状態のところが見受けられますが、町では把握しておりますか。復旧支援については、どのようなお考えをしているのかお伺いをいたします。

次に、災害警戒本部から住民への情報は適切であったのかお伺いをいたします。避難者の数が過去に例を見ない1,600人超の方々が避難されたわけでございます。こんな状況の中、避難所の開設は適正であったのか、避難所の追加の時期、タイミングについて、どのような考えから追加時間を定めたのかお伺いをいたします。

次の質問に移ります。避難勧告が発令された地域内に老人福祉施設があると思いますが、この施設の入所者の避難場所や避難の援助について、準備等を含めた中で対応はどのように行われたのかお伺いをいたします。

次の質問に移りますが、ふるさとまつり及び田園夢花火についてお伺いをいたします。ことしのふるさとまつりは、趣向を変えて実施されました。目標に向けそれなりの成果はあったと思いますが、関係者や関係地域の方々から、必ずしもよい評価をいただけていないように聞いております。来年度の予算編成時期になると思いますが、予算編成を含めた来年度の実施方法についてお伺いいたします。

次に、来年の花火大会についてお伺いをいたします。花火の打ち上げは、たまむら花火大会実行委員会が主催になって実施されていますが、町の予算から多額の予算がつき込まれております。町としては、現状大変厳しい状況であると思いますが、この花火を楽しみにしている方々も大勢いると思います。来年はオリンピックが開催され、会場整理の方が不足するとの予想も聞いておりますが、実施は可能なのでしょうか。実施時期、町からの予算、寄附金を集める方法等についてお伺いをいたします。

以上をもちまして1回目の質問とさせていただきます。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 渡邊俊彦議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、台風19号による町内の被害の全容と復旧計画及び避難指示と対応についてお答えいたします。議員のご質問にあるとおり、台風19号による人的被害は、玉村町においてはございません。物的な被害については、住家の床上浸水が1件、床下浸水が17件、工場、事務所の浸水が7件ございました。農業部門につきましては、10月13日に県、町、JAで被害調査を行い、町内全域で水稻の一部倒伏やブロッコリー等露地野菜の風による倒伏、雨による冠水があったことを把握しております。

角淵にある玉村グラウンドゴルフ場及び角淵グラウンドの被害状況並びに復旧については、教育長

からお答えします。

板井根石公園では利根川増水に伴う冠水により、野球グラウンドに泥が堆積しており、復旧につきましては、堆積した泥の掘削、山砂の充填、整地を計画しております。全ての施設について早期の利用再開ができるよう、復旧に努めていきたいと考えております。

続いて、河川敷の畑の表土についてお答えします。烏川沿いの角淵地区や川井地区などで河川敷の畑が浸水し、表土が流失してしまったことについて、町でも把握しております。また、同じように堤外にありました農業用ハウスも、3棟の倒壊を確認しています。今回の台風による復旧について、表土の復旧についての支援はございませんが、農業用ハウスにつきましては農業共済制度の対象となっており、補償される予定であることを農業共済組合から聞いています。今後の生育状況、収穫量といった懸念される事項もありますので、県やJAと連携して生産者の支援を行ってまいります。

次に、災害対策本部からの住民への情報伝達や避難所の場所や数、追加時期は適切であったかのご質問にお答えします。避難情報の伝達については、区長、民生委員、メルたまやホームページ、FMラジオ、スマートフォンのエリアメール、テレビのデータ放送、消防車両による広報と、現在使える全てのツールを活用して実施しました。しかしながら、高齢者等のいわゆる情報弱者の方々への情報伝達が完璧であったとは考えておりません。今後、情報弱者の方への伝達方法を研究してまいります。

避難所の場所については、避難対象地区になるべく近い場所を設定いたしました。数については、当初3カ所の自主避難所を開設し、水位上昇に伴い6カ所を追加しました。当初は、台風の予想進路及び降雨予想から、西毛地区の降雨による烏川、神流川の水位上昇を警戒しており、利根川についてカスリーン台風以来の最高水位は予想しておらず、この点は深く反省しております。今後は、事前に余裕を持った避難所数をなるべく早目に開設することも必要であると考えております。

追加の時期については、利根川、烏川の水位を注視しながら決定しましたが、海洋センター避難所は避難者が多数のため、急遽芝根小学校を追加開設しました。また、利根川の水位が急激に上昇し、上陽小学校、玉村小学校を追加するなどしたため、夜間の雨が激しい時間帯の開設になったことも大いに反省すべき点と考えております。いずれにいたしましても、台風19号から今後の水害対策について大きな教訓を得られましたので、今後に活かしてまいります。

次に、避難対象地区内の老人福祉施設入所者への避難所や避難援助についてお答えします。議員のご質問のとおり、町内には多数の老人福祉施設等があり、今回の台風では、避難所に避難した施設や2階以上に垂直避難した施設があると承知しております。町内の老人福祉施設等の全てが最大浸水想定区域内にあり、管理者は要配慮者避難確保計画を作成し、年に1回以上の避難訓練を行うことが水防法で義務づけられています。この避難確保計画の作成については、先月の28日、国土交通省の担当者を講師として、関係する施設を対象に講習会を実施したところです。

なお、要配慮者の全てを受け入れる能力は、現在の町にはないと考えており、施設設置者、管理者

の皆さんには、利用者の命を預かっているとの意識をお持ちいただき、みずから情報を収集し、事前に安全な避難先の確保等を行っていただくようお願いしてまいります。

次に、ふるさとまつり及び田園夢花火についてお答えいたします。まず、ふるさとまつりにつきましては、昨年度の11月から2月に計4回開催しましたふるさとまつり検討委員会でのさまざまな意見を踏まえ、ふるさとまつりを上下新田地区の祇園祭とは別事業として捉え直すこととし、ことし4月の上下新田会議において、祇園祭とは2年の経過措置後に分離させることを上下新田地区に提案いたしました。来年度はその経過措置の2年目に当たる年となりますので、基本的にはその経過措置に基づき予算編成する予定であります。

ふるさとまつりと祇園祭は同時開催となりますが、予算の内容といたしましては警備費及び会場設営費につきましては、ふるさとまつり実行委員会と上下新田地区でそれぞれ5割負担、各丁目の活動費の減額等を予定しておりますが、詳細な調整につきましては、現在上下新田地区と協議中であります。開催時期につきましては、東京オリンピックの開催時期を避けて、例年より早い時期での開催を検討しております。詳細な内容につきましては、今年度の反省事項等を踏まえまして、多くの町民の方々にご来場及びご参加していただけるよう検討してまいります。

次に、花火大会につきましては、渡邊議員のご質問にもあるとおり、来年の東京オリンピックの開催による影響は避けられない状況にあります。例年、花火打ち上げ地点周辺の警備につきましては、路上駐車防止及び花火観覧者や周辺住民の安全確保等のため、警察、消防などの関係機関及び各種団体の協力、職員の動員などにより警備に当たっておりますが、警備会社から派遣される警備員も、花火大会の警備には欠かすことができない状況にあります。

しかしながら、来年度につきましては、オリンピックの警備のために警備会社の警備員も動員されることから、毎年委託している警備会社3社のうち、1社については来年の警備員の派遣はできない旨の回答をいただいております。警備員の確保につきましては毎年苦慮しており、3社の協力を得て必要な人員を確保していたため、来年度の警備員確保が非常に困難な状況にあります。花火大会の開催につきましては、花火大会を盛り上げることはもちろんですが、花火大会の安全を確保することも重要な事項であり、町といたしましては、来年度の花火大会の開催は困難であると判断し、11月27日の花火大会実行委員会において、来年度の花火大会の休止を諮ることといたしました。実行委員会におきましてはさまざまな意見が出され、検討を重ねた結果、来年度の花火大会については休止することと決定いたしました。今後は、町民及び関係機関等に周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、再来年度の花火大会につきましては、来年度の花火大会休止の状況等を踏まえた上で、その方向性を検討してまいりたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 台風19号によるグラウンドゴルフ場、正式名称は玉村グラウンドゴルフ場といます。及び角淵グラウンド、こちらも正式名称は烏川河川玉村運動場といます。の被害状況並びに復旧についてお答えいたします。

玉村グラウンドゴルフ場では、グラウンドゴルフ場全体が冠水し、コース及び通路には泥や流木等が堆積し、強風により倒木も発生いたしました。また、管理事務所と備品置き場が床上浸水し、トイレは内部まで泥が入り込み堆積しました。

一方、烏川河川玉村運動場においては、運動場全体が冠水し、泥、碎石が全体に堆積し、グラウンドの土が流出しました。また、ネットの支柱が一部傾きました。玉村グラウンドゴルフ場の復旧は、泥や流木等の撤去、倒木の除去を行い、除草剤の散布を計画しています。また、台風の翌日から指定管理者により、泥や流木等の撤去作業を開始しました。加えて、先月19日からは指定管理者の指導のもと、玉村町グラウンドゴルフ協会の方々が、ボランティアで泥やごみ等の撤去作業を行っております。利用者の多い西コースについては、来年の1月7日から利用ができるよう作業を進めています。烏川河川玉村運動場の復旧は、堆積した泥や碎石の撤去、掘削後に山砂を入れる計画をしています。

また、先月1日から地元少年野球チームの玉村南メビウスのほか、他のチームや角淵区民の方々が、ボランティアで堆積した泥や碎石の撤去作業を行ってくださっており、年度内の再開を目指しています。いずれの施設も、早期に利用が再開できるよう復旧に努めてまいりたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） それでは、自席から2回目の質問をさせていただきます。

まず、台風19号関係ですが、玉村町では総雨量は何ミリだったのですか。また、時間最大雨量は何時から何時で、何ミリだったかわかりますか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 私のほうで玉村町ということで、県の下水浄化センターに雨量計がございまして、そこに聞き取りました。総雨量が10月11日の午後から10月12日の24時まで、222.5ミリでございます。時間最大が10月12日午後8時から9時、28.5ミリ、この前後5時間ぐらいで約100ミリ降っております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） わかりました。

上新田地域の話で申しわけないですが、玉村高校の北に降った雨水が蛭堀に流れ込んで、それがの

み切れずに内水がよく以前は起きていたのです。今回の台風19号においては、あの付近がそういう状況になかったのですが、これは上新田裏から板井にかけての田んぼの水が、斉田上之手線の下にご存じのとおり大きな暗渠というのですか、排水溝が伏さっていると思うのですが、これが有効だったからだと思うのです。その取り入れ口が水道庁舎の南側、広域幹線道路沿いにございますが、そののみぐあい、引けぐあいというか、その確認を誰かしていますか。都市建設課だとか、例えば経済産業課の方だとか。

◇議長（三友美恵子君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） お答えします。

現場確認ということで10月12日の夜間、一番ひどい9時とか10時だったと思いますが、蛭堀の高さは、浄水場の階段みたいな段があるのですけれども、その一番上近くまで上がっていましたけれども、河川からあふれるというような状況ではなかったと思います。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 上之手線の地下に大きな暗渠がありますよね。その関係で少なくなったのですか、ちょっと確認したいのですが。

◇議長（三友美恵子君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） お答えします。

こちらに関しては、全体的には27年度に計画したのが終わったという形で考えておりますが、内容は蛭堀の関係の雨水滝2号、それから斉田上之手線の雨水滝3号、それから玉村大橋からずっと南下してきたところの食堂があるところで雨水滝5号ということなのですが、こちらのほうの整備を行ったことにより、大分被害が軽減されたということで認識しております。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 今ちょっと申しわけない質問だったのですが、あの地域が今までよく内水氾濫みたいのが起きていたから、前回二百二十何ミリ玉村町で降っても大丈夫なのだよと、そういうのを住民に伝えれば安心感があるので、住民の興味のある方にそういった話をしておけば、少しは安心できるのではないかと今聞いてみました。

次に、農業関係の被害なのですが、今町長のほうから答弁があったので大体わかったのですが、共済の対象のものについてはわかりますが、野菜の苗が、ブロッコリーですか、根腐れを起こしたりしてだめになったとか、そういう畑も見受けられますけれども、そういったところのまだ苗で植えた段階ですけれども、援助や支援はできないのかもしれませんが、その農地を例えば暗渠を伏せるあるいは

は排水溝をつくる、そういったことの援助とか今後考える予定はないでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

お問い合わせの部分につきましては、畑の部分ということでございます。また、なおかつ今お話で出ております河川敷にあります畑と、そうでなく堤防の内側にあります農地、こちらはまた別に考えなければいけないのかなというふうには思っております。今現在、調査をこちらで回らせていただいた中では確認できなかった点ということで、露地野菜など根腐れ等を起こして幾らか生育、こちらが影響を受けているということは把握はさせていただいております。そうした部分につきましては、おおよそが田んぼでの露地野菜の作物の作付というふうにも思えます。そうしたところで暗渠排水を利用して排水の効率を上げていくということでのお問い合わせでありますので、今後またその地主の方、それから群馬県とも相談しながら、こういったメニューがあるかというのも踏まえて、これからはよく勉強させていただきたいというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 農業者も高齢になって野菜とかつくっている方もおられるようですけれども、それがだめだと、気落としてしまっているような話も聞いていますので、ぜひそういったものについても援助、補助をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、今回この台風19号は烏川上流に大雨が降ったために、玉村町に被害が発生したというふうに思いますけれども、先ほども答弁で触れた河原の畑の土が流されたところ、それは補助や援助はないという答弁でございますけれども、この河原の畑なのですけれども、聞いてみましたら、行政というか、町農業委員会から指導を受けて耕作放棄地状態みたいになったところを復元というか、畑に戻したと。随分お金もかかったのだという話をしていた方がおりまして、流されてしまって嫌になってしまいますよとかなんか、そんな話をしていましたけれども、そこはお金で解決するのではなくて、これから開発や何かがあると思うので、表土をそこへくれますよとか、使うようにしたらどうだとか、そういった支援の考えはないでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 表土ということでいきますと、これまでは文化センター周辺の開発、こちらにつきましては住宅団地ということで、その田んぼにありました表土、これが不要であるということで、一旦その表土を剥いで必要な方々へ、農家の方々へお渡ししたという経過もございます。今後、そうした住宅団地などで当然表土が必要ないと、そういった開発という話がありますれば、またこちらの流されてしまった地主の方にもお話はさせていただければと、このようには考えております。

す。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 公的にも温かい支援をしてやらないと衰退してしまいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次なのですが、角淵グラウンドゴルフ場にしても板井根石公園グラウンドにしても、どれも河川敷にあるわけです。今回のようなことは想定外ではないと思ひます。どの施設も町民にとって必要な施設でありますけれども、復旧計画は先ほどのご説明でやや目安が立ったと思ひますけれども、それとは今度は別に、その施設を災害に今回のように弱くない別な地域に新たにというか、新設するのを考える必要もあるのではないかと思ひます。その辺について、そういった検討する考えはあるかどうかお伺ひをいたします。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 河川敷ですので、今までは台風とか来てもそこまではのらなかった台風がかなり多かったので、少し安心していて、国交省も河川敷の有効利用ということで積極的に占用を受けさせていただいたり、施設として運動場とかいろいろ使ってきた経緯があります。ここへ来て急に増水ということで水がのりました。また、今後もこういったことが起こるのではないか、これは誰もわかりませんが、とりあえず今回については必要最小限度の復旧という形で直すということで、またこの後こういった台風が来て増水が起こるのかによっても、方針は変わってくると思ひますが、当面使っていくような方向でできれば考えていきたいと思ひます。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 既存の施設をとりあえず使うということは、それはもちろん復旧させて使うというのは大切なのですが、先々の話で、そういったことも視野に入れた中で検討が必要ではないかと思ひます。ぜひ検討していただいて、台風が来るたびにこんな状況のリスクを背負っているのは大変だと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移りますが、災害時の対応として職員の非常招集のことをお聞きしますけれども、どんなふう招集したのか、まずお伺ひいたします。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 庁内には緊急招集メールというそういったものがありまして、職員全員そのメールのサービスに登録することになっております。そちらを前日の段階から自宅待機を命令しておりまして、必要なものについては随時招集するというので、11日の段階からアナウンス

のほうはしておりました。そちらを使ったり、あとは登庁した課長のほうから直接職員に出られる人間はすぐに来いというような、そういった形で招集のほうはしておりました。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） そのシステムとしてはいいかもしれないが、招集する対象が、今の答弁ですと余り明確でないような気がしますけれども、例えば災害対策本部ができた時点なら課長は全部登庁しなさいとか、あるいは災害対策本部ができたときには、正規職員は非常招集で全員来なさいというような、そういったシステムをつくっておいたほうがよろしいかと思いますが、そういうふうによつておいても2014年でしたか、大雪のときみたいに出てこられないなんていう状況が、気象状況や何かでそういうこともあると思いますが、それがあからこそ、そういった計画をつくっておかないと困るのではないかと思います、その辺は今後ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そういうことを決めておくことによりまして、職員も緊張感を持って、私ももともとが消防職員だったものですから、そういう災害があると緊張、非常招集がかかるのではないかと、そういうのを思っているからここで申し上げるのですが、そうしますと我々は当時プロだったから、行かなければまずいみたいな、絶対にどんなことをしても行きましたけれども、そういう緊張感を持たせるためにも、そういうシステムをつくっていただきたいと思います。

次に、台風19号の報告書というのをいただきましたけれども、13時に災害対策本部が設置されて、14時にレベル3ということでありまして、そして、14時57分に洪水警報、暴風警報が発令されたわけです。それで、発令されてから、次の社会体育館の避難所を追加するまでに1時間以上かかっているわけです。この1時間というのがどういうことか、ちょっと意味が私にはわからないのですけれども、どうして1時間かかるのですか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 総合防災マップの浸水深、そちらのほうにも書いてあるわけですが、角淵地内というのはほとんどが浸水想定区域から外れてはいないので、余り被害のない地域となっています。ごく一部のところが浸水が想定されているというような地域で、一方川井、飯倉、五料地区はかなりの浸水深が予想されるのでありまして、まずは川井、飯倉、五料、そちらの地域にレベル3避難準備・高齢者等避難開始ということで出させていただきました。その後水位も上昇し続けたので、このままではということで角淵にも追って出させていただきました、ということでございます。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） どうもその感覚が違うような気がするのですけれども、警報が出たというこ

とはどういうことだか、課長、おわかりですか。警報の意味です。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 烏川に洪水警報が出たということなのですが、なかなかこちらでもピンポイントということではなくて、ただ渡邊議員おっしゃられるとおりに、警報が出たというところでいけば、早目にそういった開設をしておいたほうがよかったのではないかと、全て今回の避難所開設につきましては、最初の自主避難所の開設については、前日から決めさせていただいていたわけですが、その後の避難所の設定、開設時期については、やはり若干のおくれがあったのかなというふうには反省しておりますので、今後は早目早目になるべく十分な数、避難者のほうを受け入れられる、そういったキャパシティーのある施設のほうを事前に、よく最近言うのですけれども、空振りでも早目にということがあります。それは避難者の方もそうなのですけれども、我々避難所を設定、運営する側としても早目早目、空振りでもいいから避難所のほうは設定を早目にしていきたいというふうに今のところは考えております。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） そうですよ。空振りでいいのです。本番で人の命を落とすようなことになるよりは、空振りのほうがいいので、そういうことなので、迅速に避難指示や避難勧告を出していただいても結構だと思います。いずれにしても、社会体育館を16時に追加して、2時間10分後の18時10分ですからね、芝根小学校。それで混乱も随分あったようだけれども、高橋議員からも先ほど質問がありましたけれども、これは反省すべきだと思いますけれども、その辺についてはぜひ今後に生かしていただきたいと思います。

次ですが、町では全家庭に総合防災マップですか、ハザードマップに当たるものを配布していますが、このマップの中に避難所一覧というのがございます。この中に道の駅玉村宿も指定緊急避難場所になっておりますが、道の駅玉村宿は指定管理者制度を導入されているわけです。この指定管理者との避難所として使う場合の話、申し合わせ、契約というか、その辺はどんなふうになってますか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 今のところ綿密な打ち合わせ等はしておりません。今後そちらについても、どういった状況の中で誰がどのように対応してくれるのか。もちろん町の職員が開設の主な部分には当たっていくわけですが、こちらもただ道の駅玉村宿自体は、人が入るキャパシティー的には狭い施設だと思います。駐車場は十分ありますし、水の備蓄のほうもあるというふうになってはおりますけれども、そちらに人が入っていつとき休むという機能は、なかなか持ちづらいのかな

というふうにも思っておりますが、こちらにつきましてもよく研究のほうをさせていただいて、もし使うようなことがあれば、間違いなくそちらの避難所運営のほうができるように今後検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 高橋議員からも話があったように、総合防災マップに載せてあれば、住民は指定緊急避難場所として当然避難する場所ですから、避難すると思うのです。そんな中で行ってももちろんあいていない。職員ばかりでなくてもいいのですけれども、関係者がいないと、そういうことでありましたようでございますけれども、この道の駅玉村宿の避難対象区域には板井も入っていますよね。板井が入っているのに、みんな板井には避難勧告が出されているわけです。それなのにあけないとか、職員も配置しないと、職員で間に合わなければ、ボランティアでも防災士でもいろんな関係と、あらかじめですけれども、そういった調整をしておけばよろしいのではないかと思います、その辺についてはどんなふうにお考えですか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） こちらの防災マップに書いてあるもの、災害が起こったときに全てを同時に開くものではなくて、災害が予想される場所で町のほうでなるべく近いところとか、人がたくさん入れるようなところ、そういったものを指定していくような形になると思います。例えば下新田、上新田、与六分、福島、斎田、板井、そういう地域に関しては役場であるとか玉村高校さんとか玉村小学校、まず第一番にあけるのは役場になるのかなとは思いますが、その都度使える施設のほうを開設していきます。災害の規模、今回は若干見誤ったところがありますので、そういった部分がないように余裕を持った収容ができるような、そういう施設を避難所、避難場所として開設をしていきたいと考えております。

そして、避難所の運営につきましては、渡邊議員のほうからもご提案ありました例えば自主防災組織であるとか防災士さん、そういった方を避難所の運営に協力していただきまして、顔が見えるというのですか、地元の方が主体となって避難所運営に協力していただくような、そういった体制づくりも今後していきたいと思っております。役場の人員、やはりどうしても避難所にかかわれる人間というもの、今回当初は2人体制でいきました。全然間に合わないということで、最終的には四、五人というような人数にはなったのですけれども、それでもやはり避難者の方からの要望とかを聞いておりますと、受け付けができないとか、こちらからの情報伝達が入らないとかというような、そういった反省点も見えてきましたので、役場の人間は主に災害対策本部として情報伝達、情報収集等をしていただき、なるべく受け付け等そういった部分につきましては、地元の方にお手伝いをいただきたいというふうには今後は思っております、そのあたりは自主防災組織、また町内の防災士さんとも連携をとれるよ

うに、一層そういった連携強化を図っていきたいと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） よろしくお願ひしたいのですが、私に話した人の話なのですが、道の駅へ行ったら鍵もあいていないのだよと。車は何台もあったのだけれども、私は困ったから文化センターへ行ったのですよという話をしていました。その人の話だと、指定緊急避難場所の看板を立てて表示していながら、何だよ、これはと怒っていましたけれども、それはその日ではなくて次ぐ日の話なのですけれども、そんなことを言っていましたけれども、やはりそれから言うと、住民感情としてはそれに応えるためには、行政側もそういったことも細かい配慮も必要かと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今の課長の答弁を聞くと、人がいない話もしていましたがけれども、そんな中でいろいろ協力できる人と、これからまたそういった協力体制も確保するという話ですけれども、またちょっと苦言になりますけれども、区長に出した通知はなから不評です。あれは区長が避難者に見せたのだと思ひますけれども、避難する年寄りに暗い中、大雨が降っている中、寝支度持ってこい、水持ってこい、そうでなくては避難できないのだみたいな内容だったですよ。それはせめて災害弱者なのだから、面倒見られる範囲で見てやる。水ぐらいはどうかと、お前言っておけよなんてその人は言っていましたけれども、だから今一般質問させてもらっているのですが、その辺については水一つ。それで、水は備蓄しているのですよね。先ほど高橋議員から質問があったように、備蓄しているものを、それをくれたって何の問題ないと思ひますけれども、水に限らず、年寄りで暗い中動くのがやっとなような人が避難するのに、それは無理な話なので、その辺の今後の対応や今回のことについてお考えをお願ひします。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） まず、高齢者等のいわゆる避難行動の要支援者の方、そういった方々に対しては前日の段階から区長さん、民生委員さんに早目の避難を呼びかけてくださいということでお願ひをしておりました。なかなかそういった方、ご自宅への愛着が深いようで、避難を渋られる方も実際にまして、消防団のほうで支援をしたというようなこともありました。ただ、今回の災害で住民の皆さんも、玉村町でもこういった災害が起こり得るのだということはおわかりいただけたのだと思ひますので、今後は早目早目に避難所を開設して、そういった暗くなる前であるとか、雨が強くなる前であるとか、なるべく避難がしやすい時間帯に、今回もそのつもりではおったわけですけれども、今後はさらに早目の避難のほうをできるような体制は整えていきたいというふうにお願ひしています。

ただ、いずれにしても避難行動の要支援者の方の避難支援、そのことについては身寄りのいらっしゃらない方とか、寝たきりの方はどうするのだということが、今後もさらに課題としては大きくなっ

てくるのかなと思いますので、そのあたりは研究を深めていきたいと思います。

先ほどの高橋議員からのご質問にもありました備蓄品のサービスのことでありますけれども、我々としてはこれが例えば長くなったらどうするのだとか、または次また来た場合に備蓄品がなくなってしまうたらどうするのだというところも、頭の片隅にはありました。なおかつ、台風で水害ということでありますので、そんなに長くもならないのかなど。いろいろなことも考えて、水、食料を出すのは今回は控えておきましょうということにはしたのですけれども、ただ全ての人にそちらの提供できるほどの備蓄もないので、今後そういったものをお持ちになれなかった方に限定して、そういったものをサービスしたりするのか、そのあたりもまた今後、避難所の運営マニュアルのようなものも今現在ないので、そういった自主防災組織の皆さんとか防災士の皆さんとかとも、そのあたりはいろいろ協議のほうをさせていただきまして、またどうしても女性の意見というのが、今までなかなか反映されてきていない状況でありますので、特に女性の方のそういった意見も聞きながら、避難所の運営については今後考えていきたいというふうに思っています。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 避難する方全てには出ないかもしれないけれども、どうしても持っていない方もいると思いますけれども、例えば水の話にまた戻って申しわけないですけれども、その人が言うのには、今回のこれは何だ、本番だぜと。本番に水1個くれないのかと。何のための備蓄なのだと、そのようにすごく怒っていましたが、そんなことで今回は多少はそういうのを反省点としておいたほうがよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次ですけれども、玉村町には福祉施設が多数ありまして、このような施設のある地域にも避難勧告が出たわけです。先ほど町長答弁にありましたが、施設と町との連携はどのようになっているかということをもうちょっと詳しく聞きたいのですが。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 町長の答弁にもございましたとおり、そういった施設に関しましては、要配慮者利用施設という名前になっておりまして、水防法で避難確保計画を作成し、1年に1回以上のそういった避難訓練を行わなくてはならないというのが義務化をされております。先日28日の日にそういった施設の方を集めまして、講習会をやったわけですが、その中でもそういった施設の方の役割であるとか義務のようなものも、国の方からお話等もありましたけれども、とにかく命を預かっている方々ですので、まずはご自分たちでなるべく早い段階、町のほうで高齢者避難等開始というようなそういったレベル3が出る前に、安全を確保できるような場所に移動していただくというのが、まずは命を守る行動としては第一かなというふうに思っております。

なかなか町のほうの避難所だけで、こういった方かなりの人数いらっしゃいまして、要支援者、ひ

とり暮らしのご老人とか、あとはご自宅にいる要介護者とか、そういった方を全部合わせますと2,000人近くの方が対象にはなります。おひとり暮らしでも家族の方の支援があるという方で、支援のほうはできるという方はここから外れるわけですが、いずれにしてもかなりの人数の方が、そういった要支援者になりますので、それらの方を全て町のほうで十分な避難所を用意するというのも、今のところではできないと思っております。ですので、そういった施設の方につきましては、提携先であるとか、医師であるとか、そういった方にまずは避難所協定のようなものを結んでいただいて、自前で避難できる体制を整えていただきたいというのがこちらの思いでありますので、そういったことも今後施設の方をお願いをしていきたいというふうに思っています。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） よくわかりますけれども、施設が仮に浸水してしまうと。そして、手助けや何かは別として、この避難所で例えば学校の1年1組を使ってくださいよとか、そういうぐらいいは面倒見てもいいような気がするので、その調整をあらかじめしていただければ、こういったときに混乱は起きないかと思えますけれども、ひとつよろしく検討をお願いしたいと思います。

次に、祭りの関係のことをちょっと聞かせてもらえますけれども、ふるさとまつりと祇園祭、八坂神社のお祭りなのですけれども、これを別にしたわけですが、ことし1年目、来年もそういった形で進むようですが、どうですか、それについての批評、反応というか、その辺についてはどんな感じでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） お祭りにつきましてお答えさせていただきます。

ご質問のとおり、ふるさとまつりという部分と、それからそれよりもずっと歴史のあります祇園祭、こちらにつきまして分けて考えましょうということで、昨年来から検討委員会の中で話をさせていただきまして、今年度開催をさせていただいたところです。その中では、玉村町のふるさとまつり、こちらは日曜日の1日のみの開催と。また、時間につきましても、熱中症等を考えまして夕方5時からということで、開催する時間そのものも短くということになっております。そうした中で皆様に参加していただけるお祭りということを第一に、内容につきまして考えていたわけですが、やはり1回目ということもあったせいか、たくさんの方々にご参加いただいたというところまではいっていないというのは、実情として意見として伺っております。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） わかりました、その執行からの感じは。

予算の話、今までのとおりにやったのと、ことしのように分けてやったのと、予算でどんな差があ

って、去年が幾らでことしが幾ら、数字がわかれば教えていただきたいのですが。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 予算の関係につきましては、参考までに昨年度、30年度でございますけれども、全体としまして572万円ほどが予算として使われております。今年度につきましてはまだ確定してはおりませんが、一部地区でのご負担もいただいた部分もございますけれども、470万円ほどがかかっているというような状況でございます。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 100万円削減できたと。来年もそういった形になるのでしょうか、いずれにしても町民参加が減らないように、ぜひお願いしたいと思います。

次に、花火のことですが、中止の方向で来年はいくという答弁でございましたけれども、来年は中止なのか、中断なのか、来年以降はどうするのか、その辺は考えておりますか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 今現在で花火大会実行委員会、こちらでご議論いただいた中での結論といたしますと、来年度はまずお休みをさせていただくということで決まったところでございます。再来年、そちらにつきましては、また来年度よく検討させていただいた上で決定していきたいと、このように考えております。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） わかりました。来年は中断という形の理解でよろしいかと思っておりますけれども、とりあえず花火大会はそういうことであれば、時期だとか予算とか寄附金だとか、どんなふうにするのだとか、そのことについてはもう解決ということで、これで質問を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。3時55分に再開いたします。

午後3時45分休憩

午後3時55分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 次に、6番柳沢浩一議員の発言を許します。

〔6番 柳沢浩一君登壇〕

◇6番（柳沢浩一君） 議席番号6番柳沢浩一です。ただいま議長の許可をいただき、通告に従って

一般質問をしたいと、こう思います。

きょうは、大変私の孫のようなかわいい皆さんあるいはたくましい方もおいでだと思いますけれども、こうして議場においでをいただいたということについて、まずもって心からの傍聴について御礼を申し上げたいと、こう思うところであります。

それでは、早速質問に入りたいと思います。まず、最初の質問ですけれども、ダイヤモンド婚・金婚祝式典の復活を望む。平成29年度を最後に、惜しまれながらも廃止、事業停止になってしまったダイヤモンド婚・金婚祝式典は、該当者のみならず、多くの町民からも惜しむ声が寄せられている。改めて廃止の経緯、復活の可能性を問う。

次に、町職員のスキルアップと資質向上をどう図るか。町職員の能力の高さと町民の皆様に対する対応能力の高さは、私ももちろん十分に評価をしているところでありますが、人口減少や多岐にわたる仕事内容などを踏まえると、今後の職員の皆様には一層の資質向上が必然と考えるところであります。

そこで、職員のスキルアップのための研修や職員提案制度、定期人事異動、自治体間相互派遣、県への派遣などについての現状と町の考えを聞きたいと思います。

また、課によっては専門知識を持った職員の育成、配置が必要と考えますが、現状と考え方をお聞きします。

さらに、玉村町の人事は年功主義なのか、能力主義なのか、説明を求めたいと思います。

3番目として、町長の任期も残り少ないが、進退を問うと題して、告示日、投票日も決まった今、決まらないのは町長の進退であります。そのお考えとお気持ちを聞きたいと思います。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 傍聴にきょうは小学生の皆さん、中学生の皆さん来ていただきまして、大変ありがとうございます。町の議会をぜひ傍聴していただいて、勉強していただければと思います。

それでは、早速柳沢浩一議員のご質問にお答えいたします。まず初めに、ダイヤモンド婚・金婚祝式典について、お答えいたします。ダイヤモンド婚・金婚祝式典につきましては、対象者が限定的であるため、生活の多様化や晩婚化などにより、対象とならない方から不公平だとの意見をいただいたり、実際の式典についても欠席される方が多い状況にありました。また、近隣市町村において、式典を自治体が実施しているところは少なく、町財政の健全化を目指す中で、緊急度、重要度、費用対効果等を検討し、選択と集中による歳出の見直しを行った結果、平成30年度から廃止いたしました。心待ちにさせていただいたご夫婦には大変申しわけございませんが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

次に、町職員のスキルアップと資質向上についてお答えいたします。まず、職員のスキルアップのための研修につきましては、新規採用職員には、群馬県町村会主催の新入職員研修を実施しています。近年、多様化・高度化する行政課題に対応できる人材の育成並びに職員一人一人の意識改革と公務遂行能力の向上を図るため、入職2年目の職員には、県の自治研修センターで開催する県市町村職員合同研修に参加させています。また、階層別の研修として、中堅職員で採用6年から9年目の職員を対象として、政策立案、政策形成の基礎的な考え方や課題の発見、展開手法などの能力の習得を図るための研修に参加しています。新たに係長、課長になった職員には、役職としての責任と役割を自覚するとともに、監督者として必要な知識を学び、マネジメント能力の向上を図るための研修に参加しています。その他には、行政事務を専門的に学習できる機会を提供することにより、職員の意識改革の徹底と能力開発を図り、組織全体の活性化を推進するため、個別にその職務のスキルアップにつながる専門研修にも参加しています。

さらに、町独自の研修としては、行政窓口としての住民の視点に立った自治体職員としての高い接客が求められていることもあり、誰もがうまく対応できるスキルを身につけることが重要であることから、窓口サービスの向上のため、毎年、窓口接遇研修を実施しています。今後も職員のスキルアップ、多様化する行政課題に対応できる人材育成ため、各種研修を実施することで職員の能力開発を図り、組織全体の活性化を推進することで、質の高い住民サービスを提供できるようにしていきたいと考えております。

次に、職員提案制度の活用につきましては、町の事務事業に関する職員の提案を奨励し、職員の業務に関する研究心の向上及び事務事業の能率向上を図るとともに、町政に対する職員の参加意識を高め、もって活力ある町政の推進に資することを目的とした制度になります。課題提案と自由提案の2種類で提案募集をして、平成22年度に「電算委託の見直し等について」などの職員提案を募集しました。これ以降、現在までは、業務量の増加に伴う住民ニーズの多様化によりなかなか時間がとれない状況があり、活用されていない現状があります。しかし、事務事業の能率向上、町民サービスの向上、経費の節減、新しい施策または事業の発想、職場の活力につながるもの、その他公益上有益な改善に関することにつきましては、それぞれの事務事業を推進するに当たり、毎年このようなことを踏まえながら実施しているものと考えております。今後とも事務事業の能率向上等を図るために、この制度も活用しながら事務事業を推進していくことを考えております。

次に、定期人事異動に関しては、係員でおおむね3年から5年を目途に異動するようにしています。また、係長以上については、今までの経験をもとに適材適所で定期的に異動するようにしています。今後も定期的な人事異動を実施し、職員の人材育成を図るとともに、それぞれの経験や能力を生かした適材適所の人事異動を心がけていきたいと考えております。

次に、自治体間相互派遣については、近年では平成20年度から平成24年度まで高崎市と、平成25年度から平成28年度まで前橋市と自治体間の交流派遣を実施していました。現在はそれぞれの

事情により、交流派遣は休止状態となっております。

また、県への職員派遣につきましては、一時期交流が中断していた時期もありましたが、平成24年度から再開し、今年度も交流派遣を実施しております。県への職員派遣については、職務の事務能力の向上や県との関係強化にもつながることから、次年度も継続実施していきたいと考えております。なお、前橋市や高崎市との人事交流については、それぞれの状況を見ながら判断していければと考えております。

続きまして、課によっては専門知識を持った職員の育成、配置が必要との考えについてお答えします。現在、専門知識を持った職員としては、土木技師や保健師、管理栄養士、保育士などの職種の職員を保健センターや保育所などに配置しています。近年は行政事務の内容が多種多様化しており、一般事務においても専門的な知識を持つ職員の育成が求められております。そのため、それぞれの業務に関する専門研修を積極的に活用し、知識を習得して業務に生かすようにしております。今後は職員全体を見渡した中で、人材の育成状況や住民のニーズ、業務内容等を総合的に勘案し、適切に必要な職種を採用し、配置していければと考えております。

続きまして、玉村町の人事は年功主義なのか、能力主義なのかについてお答えします。人事につきましては、さまざまな観点から判断して実施している現状があります。単純に年功だけ、能力だけで判断するのではなく、人事評価も含めて総合的に判断し、職員個人及び組織全体として、ともに最大限の成果が上げられるよう適正な人事を行っていきたいと考えております。

次に、私の進退についてお答えいたします。私は、来年1月末に町長として1期4年の任期を全うすることになります。これまで町長としての責務を無事に務めてこられたのは、町民の皆様を初め、議員各位、そして職員、関係各機関の皆様の皆様のご支援とご協力のおかげであると、心より感謝申し上げます。

そこで、次期町長選に対しての進退をどうするかとのご質問でございますが、本議会における質疑や意見、また私の基本施策である未来への投資や財政健全化などの状況を熟慮の上、本議会の最終日には町長選への進退をお答えしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） 丁寧なお答えをいただきました。

まず、ダイヤモンド婚・金婚祝式典ということでもありますけれども、多くの町民の皆さん、該当する皆さんは、あるいはまた来年は自分がというふうな方も含めて、非常に楽しみにしているのではないかなど私は思った次第であります。それは事実、慶祝状をいただいた何人かの方からお話を伺ったところでもあります。私がそういう意味では、金婚式を継続すべきという立場でお話をすれば、ほとんどの皆さんがそうだ、そうだと言うわけですから、これは必ずしも私の言葉をそのままのみにするのはいかがなものかなど、私はそう思うわけですが、財政再建、財政事情というご答弁もありません

けれども、予算はどのくらいですか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 予算につきましては、年度によって違うのですけれども、43万円から58万円ぐらいの間です。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） そう言われますと、この43万円ですか、五十数万円の間ということで、これは極めて費用対効果という観点で言うと、私はすぐれた制度だというふうに思っているのです。とかくどこがやらないから、近隣がやっていないから、周りがやっていないから、この事業はやめるのだという、そういう議論はほかのところでも違う事業でもやっぱり多いわけです。仮に29年度あるいは30年、どのくらいの対象となる方がいたでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） お答えいたします。

29年度につきましては、ダイヤモンド婚式に13組応募がありました。金婚式につきましては、33組の応募がありました。ダイヤモンド婚の参加者ですが、13組中8組、それから金婚式のほう、こちらは33組中23組の参加者がございました。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） 出席率が悪いというふうなお話も先ほどの答弁の中であったと思うのですが、今その数を聞けば、決して少ないとは私は思いませんけれども、一番のやめた理由は、課長としてはどうお考えですか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、世の中のライフスタイルが変わってきてまして、おひとり暮らしの方がふえた、それからあとお一人で過ごされる方も増加しているという中で、なかなかお二人で長くというところかなわない状況の方もふえてきているというところを見まして、状況に合わせた事業にしていきたいということで考えております。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） それは世論というか、玉村町ではなくて、県内世論あるいは全国的な傾向に

玉村町が足並みをそろえたというふうに思っているわけですか。財政再建というけれども、43万円あるいは50万円が財政再建に、これは予算というのは積み重ねですから、50万円だって10重なれば500ですから、そういうことを一つ一つ見直すことは、実は非常に財政再建のためには大切なのですけれども、このことに関して言えば、私はほかがやっていないときにやるということは、つまり玉村町にとってのまさにオリジナリティーだと、こう思うわけですが、どうですか、総務課長。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 確かに議員おっしゃるとおり、ほかの自治体がやっていない中で玉村町がそれをやるということは、ほかの自治体との差別化というか、区別されるということになりますので、独自の事業ということでPRできる部分にはなるのかなというふうには思いますけれども、いろんな事業と勘案しながら、スクラップ・アンド・ビルドということで予算をやってきておりますので、そういった中でさまざまな事業を行っていく上で、選択と集中というような答弁ありましたけれども、玉村町としてやっていくもの、それから新たな事業をするために、多少ご迷惑をおかけするとは思いますが、少し我慢をしなければならない事業、そういったものもあるということで、そういう選択をしてきたということかなというふうに思います。新たな事業をスタートしていくには、限られた予算の中でどういうふうに行っていくのかを考えていかなければならないということで、苦渋の選択だったのかなというふうには考えております。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） あと一、二点聞きますが、近隣で実施をしている町村はどうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） お答えいたします。

公費で行っている自治体は、近隣で藤岡市、それから昭和村、大泉町、太田市が該当しております。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） これは群馬県の全てということですか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 大体近隣ということなので、こちら近辺ということでご理解していただきたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君）　そういうことで必ずしも納得はいかないのですけれども、この質問の最後になりますが、今後このダイヤモンド婚・金婚祝式典、これを復活する可能性は議論をしますか。

◇議長（三友美恵子君）　総務課長。

〔総務課長　石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君）　非常に難しいご質問なのですけれども、毎年予算のヒアリングというのを行っておりまして、それぞれの課から要望が出されるものについて、どのように予算を組んで事業を実施していくかというのをやっております。今年度につきましても、来年度の令和2年度の予算について議会が終わった後、中旬から来年の1月の中旬ぐらいまでにかけて予算編成を行っていく予定になっております。そういった中で事業のほうの要望があれば、検討していくということになるのかなというふうに思います。ほかにもさまざまな事業がありまして、できればそういった事業を今後どういうふうにしていくかというのを、町全体的な事業をどのように行っていくかというの、しっかりと見直していかなければならないのかなと。ダイヤモンド婚・金婚祝式典だけではなくて、全ての事務事業についてどうあるべきかというのをしっかりと検討しながら、その事業の有効性ですとか、そういったものも全部含めながら、今後の事業をどういうふうにしていくかというのを考えながら、予算を立てていかななくてはならないかなというふうに考えておりますので、ダイヤモンド・金婚式典だけではなくて、全てのものをそういった形で、これから予算のヒアリング等の中で必要性、費用対効果、そういったものも含めながら研究していきたいというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君）　6番柳沢浩一議員。

〔6番　柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君）　今の総務課長の話を聞きますと、民主党がかつてやった事業仕分けの玉村町版というふうなニュアンスがあるのかなというふうに思って聞いてしまいました。スパコンが1位でなくても、2位でいいのではないかという、これで蓮舂さんは大分ひんしゅくを買ったわけですが、いずれにしても玉村町の独自の政策として、これは検討していただきたいというふうをお願いをして、この件について終わりたいと思います。

次の職員の私が申し上げるのは大変恐縮なのです。職員のスキルアップ、能力を高めろ。議員の能力を高めると、皆さんは恐らく言いたいでしょう。私はそう思うのです。議員こそ能力を高める必要があるのではないかと、こういうふうに思っておいでになるのではないかとというふうに思いますけれども、私は立場上、みずからのことをそう戒める立場ではなく、きょうは皆さんに要望やらお願いをする立場ですから、皆さんのスキルアップ、資質向上の手段について質問したいというふうに思うわけでありませう。

群馬県も人口200万を割りました。そして、2025年には団塊の世代が全て後期高齢者になる。非常に厳しい情勢です。少子化と高齢化あるいはまた一説によると、群馬県の人口も2040年には160万人ぐらいになるだろうという、これは私が間違っているかもしれませんが、そういう想定も

しているわけです。これを玉村町に当てはめると、約1割の人口が減少すると。こういう事態になったとき、今正規の職員の皆さんが約230名ぐらいでしょうか。あるいは非正規の皆さんも、恐らく同じくらいのが外郭の団体をいろいろ加えればいるのだと思います。そういう中で、これから大変厳しい財政状況の時代がやってくるから、若干私が質問の中に織り込むのが忘れたというか、本当は将来の課題としてという意味も込めて申し上げたのですけれども、将来的にはこれだけ400人以上の職員を抱えることはできないという時代が遠からず来るわけですから、それは将来を見きわめて育成を図っていただきたいと、こう思っているわけですが、幾つもの研修をやっているようなので、若干その内容はいいから、標題だけ言ってくれる。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 先ほど町長の答弁にもございましたが、新規採用の職員については、県のほうで実施している新任の職員の研修等、それから2年目ぐらいの職員につきましては、マニュアル作成研修ですとか危機管理、それからクレーム対応、複式簿記、論理的な話し方、タイムマネジメント研修、会議の運営方法、折衝・交渉力について、ワンペーパーの作成研修、問題解決力の研修、そういった研修に参加しております。

それから、先ほど話にありました階層別の研修につきましては、新任の係長については、県の自治研修センターで開催されている研修等に参加しております。課長についても、同じような研修に参加しているということです。それから、専門研修につきましては、税務関係の研修、企画関係、それから総務関係ですと選挙の関係、行政不服審査の研修、会計課の研修につきましては、試算運用ですとか年末調整に関する研修、それから都市建設関係の研修については、公共用地の取得に関する研修。

それから、町独自の研修といたしましては、先ほどもお話りましたが、接遇の研修、職員のメンタルヘルスの研修、ハラスメントの研修、それから人事評価の研修ということで、評価をする職員の研修、あとは今後予定しておりますけれども、リーサス研修、こういったような内容が主な研修となっております。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） 私は、ではどういう職員がこれから求められるのかということ若干勝手ながら申し上げたいと思います。つまり、わかりやすく言うと、野球で言うとやつはキャッチャーしかできないと。そうではなくて、キャッチャーとしてもすぐれているけれども、サードも守れる、セカンドも守れる、これからはそういうオールマイティーな能力を求められていると思うのです。少しずつ少数精鋭になってくるわけですから。私のそうした予測では余り当てにならないと思うのだけれども、私は実はそう思っているのです。

今、専門性のある仕事ということで町長が幾つか挙げていただきました。私はそういう意味で、経

済産業や上下水道や都市建設の皆さんにとって専門性が必要なのではなくて、今や健康福祉も税務も企画も、あらゆる課が専門性を求めているのだというふうに思うのですが、どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 確かに議員おっしゃるとおり、うちのほうも職員の採用に当たっては、専門職ということで土木関係の事務を行う職員、それから先ほどお話ありましたが、保健師ですとか、あとは保育所でしたら保育士、そのほかにも管理栄養士ですとか、いろんな業務をするのに必要な資格を持った職員がたくさんおります。それに加えて、最近是非常に業務の内容が複雑多岐になってきているということで、国のほうからいろいろな業務があるわけですけれども、そういった仕事をする上で必要な知識や能力を持った職員というのが当然求められてきております。でありますので、それぞれが仕事をする上で専門的な研修等を受けていただいて、そういった仕事にしっかりと対応できるような、そういう職員の人材育成を図っているということでもあります。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） 私も議員になって以来、余り人事とか能力主義だとかどうだこうだと、こういう質問を聞いたことないので、もしかすると私の質問はタブーだったのかなというふうにさえ実は思っている次第なのですけれども、人が人を評価するという、査定をするという、そういう作業をここにおいで課長職あるいはもちろん副町長も教育長もされているのだと思うのですが、これは極めて難しいことだよ。つまり各課長、今14名の課長さんがいると思うのですけれども、実は人を見る目の、人を評価するその視点の共通の物差しを持たなければならない。でないと評価がばらばらになって、どれがどれだか信頼できなくなってしまう。その辺の目ぞろえというか、そういう研修もどこかでやっていますか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 町で人事評価を導入しております、能力評価、それから業績評価、そういったもので職員の評価等を行っております。評価をするに当たって、評価する職員については評価者研修というものを開催して、そちらのほうに参加してそれぞれの評価の基準の先ほど話がありました均一化というのですか、統一ですか、そういったものも図るように研修を行っております。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） そういう意味で、仕事をしている職員にとっての最大の課題、問題、関心事は、実は人事と評価なのです。皆さんがした評価を職員は知らないのですよね。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

[総務課長 石関清貴君発言]

◇総務課長（石関清貴君） 最終的には各評価した職員との面談というのも行いまして、あなたは今回こういう評価でしたよということも伝えるようにはしております。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

[6番 柳沢浩一君発言]

◇6番（柳沢浩一君） その伝えるということも、かなり微細にわたって辛辣なことまで伝えますか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

[総務課長 石関清貴君発言]

◇総務課長（石関清貴君） 評価の内容については、それぞれの課長がやっていると思うのですが、今回の評価についての考え方ですとか、どういった行動でこういう評価になりましたとか、こういう仕事の内容だったので、今回はこのような評価になったというようなことで伝えて、面談をしながらお互いにコミュニケーションを図りながら、ではどういうふうにしたらさらにいい仕事ができるのか、そういったことも含めて、面談をしながらコミュニケーションしているということだと思います。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

[6番 柳沢浩一君発言]

◇6番（柳沢浩一君） そういうことででき得る限り公平な、私もされていた時代があるので、今は議員としても評価をされているのです。次の選挙で落ちるかわからない。今、後ろにおいでの中学生のあるいは小学生の皆さんは……いないのだ。通知表という明確な評価の基準があるわけですから、そういう意味ではしっかりと評価をされて、自分はこういうところがどうだこうだということもしつかりわかっているわけだと思うのですが、そうしたあなたはこういうところをもう少し修正したほうがいいのではないかとか、その辺のことも伝えるのですか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

[総務課長 石関清貴君発言]

◇総務課長（石関清貴君） 必要があれば、そういったことも伝えながら、その職員の能力を向上させるということにもつながると思いますので、そういったことも伝えながら面談をするということになると思います。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

[6番 柳沢浩一君発言]

◇6番（柳沢浩一君） 何事も余り言いづらいことは言わないほうがいいですよ、本当に。後で必ず自分に返ってくるので。

それでは、次に提案制度の形骸化と、これはそう言ってもいいのではないですか。

ちょっと言い直しをさせてください。課題提案と自由提案の2通りで提案制度をやっているという

ふうには先ほど答弁ありましたが、ちょっと調べたのですが、22年を最後にほとんど提案がされていないと。こういう現状を見れば、事実上の崩壊、形骸化と言わざるを得ないと思うのですが、どうですか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 確かに職員提案制度が、今現在ほとんどなされていないという状況は事実であります。先ほどの町長の答弁にもありましたが、職員が大分業務が忙しくて、なかなかそういったところまで取り組めないという状況があるのかなというふうに思うのですが、それとあわせて総務課の業務としてそういった制度があるので、もっと活用するよというふうな周知も不足していたのかなというふうには考えておりますので、今後は積極的にそういったものに取り組むように、職員に対して周知をしっかりとしていきたいというふうに考えています。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） よく忙しいからできない、忙しくて暇がないと、これはいわば詭弁なのです。忙しくても実はできるのです。そういうことで、廃止をするならきっぱり廃止をして、さらにこれを伸ばすなら、しっかりと提案があるような、そういう措置をとることを願いたいと思いますが、どうでしょう。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 職員が自分のやっている仕事がこのままでいいのか、さらにもっとよくするためにはどういう取り組みをしたらいいのか、そういったことをみずから考えるということは、その人の能力を上げるためにも非常に重要なものだと思います。さらに、それを多くの職員がやることによって、町の事業がすごく効率的になったり、それがひいては住民のサービスの向上というものにもつながるといいうふうに考えています。自分が今までやってきた仕事を、ただそのままやり続けるというのではなくて、本当にこのやり方でいいのかとか、もっと違う取り組みがあるのではないかと、常にそういう問題意識を持って仕事をするという問題解決型の職員を育成するというのは、非常に重要だといいうふうに考えておりますので、今後も引き続きこういった事業を推進していきたいというふうには考えております。

◇議長（三友美恵子君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） この問題も切りがないので、このくらいにしたいというふうに思います。

最後の町長の進退については、町長の胸の中にあるわけです。ですから、私がそれを引きずり出すわけにはいかないのです。町長もこの4年間、本当に頑張っていた。そして、私は真面目で誠

実で、非常に誠意ある仕事に対する姿勢についてはしっかり評価をしているわけではありますが、そういった意味で町長の今後の活躍とご健勝を願って、私の質問を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長、何かありますか。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 済みません。先ほどの金婚・ダイヤモンド婚式のところの数字でございますが、予算額ではなく決算額として訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。



○散 会

◇議長（三友美恵子君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日12月4日水曜日は午前9時までに議場にご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時41分散会